

第208回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和3年6月11日（金）午後1時30分～4時17分
- ・開催場所：県庁本館3階 特別会議室
- ・出席委員：池森 梢委員、大上俊之委員、酒井美月委員、高瀬達夫委員、田中佐和子委員、羽鳥栄子委員、堀内優香委員、宮入賢一郎委員、柳沢 厚委員、柳町晴美委員、共田武史委員、土井弘次委員代理（関東地方整備局長野国道事務所副所長 中嶋政幸）幸田 淳委員代理（関東農政局農村振興部農村計画課課長補佐 太田將之）
- ・欠席委員：宮澤宗弘委員

1 開 会

（事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

それでは定刻になりましたので、ただいまから第208回長野県都市計画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を担当させていただきます、都市・まちづくり課の小口秀昭と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

2 委嘱状交付

（事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

議事に先立ちまして、この度、長野県都市計画審議会の委員にご就任いただきました皆様に委嘱状を交付いたします。本来であれば、長野県建設部田下部長からお一人ずつ委嘱状をお渡しするところですが、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、あらかじめ机の上に委嘱状を配布しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、田下建設部長からご挨拶申し上げます。

（田下建設部長）

皆さんこんにちは。田下と申しますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様には本当にお忙しい中、委員を引き受けていただき、本当に重ねて御礼申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

当審議会の議案内容、最近の様子でございますが、基本的に都市計画区域マスタープランの変更とか、あるいは都市計画道路の見直しに伴う道路の変更等、かなり時代も目まぐるしく変化していると。また社会情勢も変化してきている中で、計画を反映するようなものとなっております。しっかりまたご審議いただけたらと思っております。

ご案内のとおりでございますが、近年、人口減少社会、また高齢化の社会進展ということに加えて、気候変動の中で、毎年のように災害が起こるような状況になっております。さら

には、新型コロナウイルスの感染対策も今、一生懸命取り組んでいるところでございますが、かなり社会に与える影響は大きかったというようなことの中で、これらの対応も含めた中で、のまちづくりをしていく、その方向性づくりはかなり課題として重いものがあると考えておるところでございます。

中でも、近年の気象災害の大きな要因とされます気候変動のリスクを低減するために、長野県では2050年を目指して、ゼロカーボンの実現に向けて現在様々な政策を検討し、実施してきているところでございます。一つとしては、建設部的には建物、いわゆる住宅分野におけるゼロカーボン化を進めましょうということで、今取り組んでいるところでありますし、都市まちづくりといった点では、グリーンインフラということで、まちなかの緑を増やすことによって気候変動化対策、あるいは景観上もよりよい住みやすい環境をつくっていかうといったような取り組みを進めているところであります。

いずれにしましても、国あるいは市町村、または関係団体、またさらに住民の皆さんのご意見もいただきながら、連携しながらしっかりとまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、またお力添えをよろしくお願ひしたいと思つておるところでございます。

委員の皆様方には、今後2年間ということで、長期にわたりましてそれぞれの専門的なお立場からご審議いただくことになろうかと思つますが、ご意見ご提言を賜りながら、県の都市計画が地域に即したまちづくりがしっかりと進むように、特段のご協力をお願いするところでございます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

ありがとうございました。

本日は委員改選後の初めての審議会となります。再任をお受けいただきました方、新たに就任されました方、それぞれの皆様がいらっしゃいますので、本日お配りしました当日配布資料1ページの名簿の順に、事務局からご紹介申し上げます。

まず、学識経験者として、池森梢様でございます。大上俊之様です。酒井美月様です。高瀬達夫様です。田中佐和子様です。羽鳥栄子様です。堀内優香様です。宮入賢一郎様です。柳沢厚様です。柳町晴美様です。

続きまして、市町村長の代表として、安曇野市長の宮澤宗弘様ですが、本日はご欠席となっております。

続きまして、県議会議員の共田武史様です。

続きまして、市町村議会の議長の代表ですが、現在ご就任いただけるよう手続きを進めているところでございます。したがいまして、本日は市町村議会の議長の代表の出席はございません。

続きまして、関係行政機関の職員として、国土交通省関東地方整備局長土井弘次様ですが、本日は代理で関東地方整備局長野国道事務所副所長の中嶋政幸様です。

次に、農林水産省関東農政局長幸田淳様ですが、本日は代理で関東農政局農村振興部農村計画課課長補佐、太田将之様です。

次に、当日配布資料の3ページをご覧ください。会場配置図、座席表でございます。審議

会での席順につきましては、1ページの委員名簿の順とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、当審議会の幹事について申し上げます。幹事は、長野県都市計画審議会規則第6条第3項の規定により、審議会の所掌事務について委員を補佐すると位置づけられておりますので、県庁内の関係課長が就任しております。本日は窓側に着席しております担当職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議案に密接に関係する課のみ出席としておりますので、ご了承ください。

続きまして、委員の出席状況についてご報告申し上げます。現在ご出席していただいております委員は13名でございます。本日現在の委員総数14名の過半数以上でございますので、長野県附属機関条例第6条第3項の規定により、本審議会は成立いたしました。

3 会長選出

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

続きまして、会長の選出に移りたいと思います。会長選出の進行は長野県建設部都市・まちづくり課長が行います。

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

都市・まちづくり課長の高倉明子と申します。よろしくお願いいたします。

それでは会長が選出されるまでの間、私のほうで進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長の選出にあたりまして、長野県附属機関条例第5条第1項の規定により、学識経験者である委員のうちから委員が選挙するとされております。いかがいたしましょうか。

羽鳥委員。

(羽鳥委員)

柳沢委員さんにお引き受けいただくのはいかがでしょうか。

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

ただいま羽鳥委員から柳沢委員を推薦するご発言がございましたが、柳沢委員にお願いするというので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

それでは柳沢委員さん、お引き受けいただけますでしょうか。

(柳沢委員、了承)

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

ありがとうございます。それでは柳沢委員が会長に選出されました。柳沢委員につきましては、会長席のほうにご移動をお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは早速で恐縮ではございますが、ただいま就任されました柳沢会長から、ご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(柳沢会長)

どうも皆さまはじめまして。柳沢と申します。名簿をご覧くださいますと、私伊東市の在住ということになっていまして、静岡県伊東市から今日は参りましたが。実は私小諸市の出身というご縁で、この都計審とは一昨年までお付き合いをしておりました。なぜか出戻りということで、また会長を仰せつかりました。よろしくをお願いいたします。

会の運営について一言だけ申し上げたいのですが、都市計画というのはまだ市民権を得ていないというのが私の持論というほどでもないのですが、市民権を得ていなくて、一般の人にとってとても遠い存在のままになっているという気がするんですね。それはなぜかということ、どうも都市計画って議論されているのはとても専門領域のたこつぼに入っていて、一般の人に分かりにくい言葉となっていると思うんです。そういう意味で、都市計画審議会ではむしろそういう制度的な細かい話よりは、そもそもまちをどうつくるのかという本質を自由に議論いただく、というのがこの場所ではないかなと思っておりますので、できるだけ疑問に感じたことは自由にご発言いただくということをお願いしたいと思います。

それから、事務局のほうもあんまり細かい技術論に入らずに、基本的なところを大まかにかつ分かりやすく説明するということについて、できるだけ務めていただければと思います。それではよろしく申し上げます。

4 会長職務代理委員の指名

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

会長ありがとうございました。

続きまして、長野県附属機関条例第5条第3項の規定により、会長の職務を代理する委員をあらかじめ会長が指名することとなっておりますので、柳沢会長から職務代理の方を指名していただきたいと存じます。

(柳沢会長)

はい。それでは、都市計画審議会はどうしても法律的な議論が出てくる場合が多いということもありまして、法律の専門家である弁護士の方に職務代理をお願いしたいと思っておりますので、堀内委員さんをお願いしたいと思います。

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

ありがとうございました。堀内委員、よろしくお願いいたします。

(堀内委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

大変恐縮ですが、田下建設部長は所用のためここで退席させていただきます。

またクールビズということで、皆様どうぞ上着を脱いでお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には会議次第が1枚、調査審議資料集が1部、その他資料集が1部の3種類の資料を事前に郵送しております。また、本日お配りしました資料として、当日配布資料が1部ございます。資料の確認につきましては以上でございます。不足などございましたら事務局までお申し付けください。

次に、委員の皆様のお手元に設置してありますタブレットについてご説明申し上げます。タブレットには前方スクリーンと同じ資料をお示ししております。説明者の操作と連動して画面が切り替わりますので、皆様に操作していただく必要はございません。なお、画面に指が触れてしまった場合、説明中の画面が右下に小さく表示されます。再度その小さい画面をタッチしていただきますと、説明中の画面に戻ります。ご使用中にご不明な点がございましたら、後方の事務局にお知らせください。

最後に、会議の運営上のお願いを申し上げます。本日、委員の皆様の前にマイクが設置してございます。ご発言の際はマイクを近づけていただき、マイクを通してご発言くださるようお願いいたします。

本日は、調査審議案件2件につきましてご審議のほどお願いいたします。それではこれより議事に入りますが、長野県附属機関条例第6条の規定により、会長等が議長となるとされておりますので、柳沢会長に議長をお願いいたします。

5 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

はい。それでは規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに議事録の署名委員を指名させていただきます。本日は名簿順ということで、池森委員と大上委員、お願いいたします。

(2) 審議会の運営について

(柳沢議長)

次に、審議会の運営について事務局から説明があります。

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは当審議会の運営に関し、傍聴に関する事項と、議案採決の方法に関する事項の2点につきましてご説明申し上げます。

当日配布資料の7ページをご覧ください。長野県都市計画審議会の傍聴に関する事項は、平成22年12月20日に開催した第167回長野県都市計画審議会で決定されております「長野県都市計画審議会傍聴要領」によることとなります。

お手数ですが、1ページお戻りいただきまして6ページをご覧ください。県では県の審議会について、「審議会等の設置及び運営に関する指針」を定めております。本日は関係部分を抜粋しておりますが、第5の規定のとおり、県の審議会は原則公開となります。また(5)の規定のとおり、審議会の議事録も公開されます。この指針を受けまして、7ページにお戻りいただきますが、当審議会におきましては、これまで委員にお諮りしたうえでこの傍聴要領を定め、運用しているところでございます。この中では、2の傍聴の手続きとしまして(1)のとおり、傍聴希望者は会場受付で氏名及び住所を傍聴者名簿に記入のうえ、所定の席に着席することとなっております。また、3の傍聴の遵守事項といたしましては、(1)から(5)までの事項について定めておりまして、これを8ページのとおり「審議会傍聴上の留意事項」としまして、傍聴者に直接配布し、遵守させております。傍聴に関する事項は以上でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。都市計画審議会における議案の採決の方法についてでございます。お手数ですが、まず先に10ページをご覧くださいと思います。ご承知の内容となりますけれども、県が行う都市計画の手続きフローをお示したものでございます。網掛けの部分が長野県都市計画審議会でございます。上段の都市計画決定の手続きの場合でお話ししますと、県は事前に公聴会等を開催しまして、住民のご意見をお聞きした上で、都市計画の案を作成するとともに、作成したその案を③のとおり報告し、2週間の期間を設けて一般の縦覧に供しなければならないと規定されております。ここで当該都市計画の案に関係する住民または利害関係人である方は、県の案に対して意見書を提出できると規定されております。意見書はその中身によって、「賛成」「反対」「その他の意見」のいずれかに区分されますが、仮に意見書が提出されました場合には、県は④にありますように、都市計画審議会に都市計画の案を付議する際に、この意見書の要旨も併せて提出しなければならないと規定されております。委員の皆様にはこの意見書もご覧いただいた上でご審議していただくこととなります。簡単ではございますが、これが都市計画決定の主な手続きの流れとなります。

9ページにお戻りいただきたいと思います。先ほどの手続きを踏まえまして、最終的に審議会の場で議案を採決いただく際の採決方法をあらかじめ定めたものがこの9ページになります。これも先ほどと同様に、令和2年6月5日に開催した第204回長野県都市計画審議会で決定されているものでございます。先ほど申しました反対の意見書が提出された案件や委員から異議があった案件は、傍聴者在籍のまま無記名投票とし、それ以外の案件は簡易採決としております。なお、オンラインにて出席される委員がいらっしゃる場合は、匿名性を確

保したうえで事務局が代理投票いたします。

ただいま申し上げましたとおり、傍聴に関する事項、議案採決の方法に関する事項につきましては、このような取り扱いとさせていただきたいと思います。私からの説明は以上でございます。

(柳沢議長)

はい。ただいまの説明に関しまして何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではただいまの説明の内容に従って、そのように会議を運営していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(3) 事務報告

(柳沢議長)

次に、事務局から事務報告がございます。

(事務局：都市・まちづくり課 八木都市計画係主査)

それでは事務報告をさせていただきます。私は都市・まちづくり課の八木剛と申します。よろしく願いいたします。

本日は傍聴者がまだおりませんが、傍聴者がありましたら受付にて住所・氏名を確認し、傍聴上の留意事項を説明しまして、あらかじめ静粛な傍聴をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。なお、本日は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、傍聴者を報道機関関係者のみとさせていただいておりますので、ご承知おきください。

次に前回審議会の議決事項の処理状況について事務報告を申し上げます。本日お手元にお配りしております、当日配布資料の11ページをご覧ください。令和3年3月26日に開催しました第207回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてですが、議第1号から第4号につきましては、記載のとおり告示となっております。以上で事務報告を終わりとします。

(柳沢議長)

ただいまの事務報告に関して何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(4) 調査審議

調査審議第1号 第7回区域区分(市街化区域・市街化調整区域)の見直しについて

(柳沢議長)

それでは、議題に入りたいと思います。議案審議に入ります。本日は調査審議案件2件でありまして、県のほうから説明があり、それに対して皆さんからご意見をいただきたいと思っております。調査審議ということですので、本日は採決はいたしません。

それでは調査審議第1号「第7回区域区分の見直しについて」説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

はい。都市・まちづくり課企画幹兼都市計画係長の井出圭一と申します。よろしくお願いたします。資料につきましては、スクリーンと同じものがお手元のタブレットに表示されます。また、事前に全く同じものを紙ベースでお配りしてありますので、併せてご覧いただきたいと思います。それでは着座にて説明させていただきます。調査審議第1号「第7回区域区分（市街化区域・市街化調整区域）の見直しについて」、ご説明申し上げます。

これまで、本審議会におきまして令和元年度から過去5回にわたり、区域区分の変更及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランでございませけれども、それについての見直し方針や概要、フレーム算定などの考え方、候補地の選定などについてご説明させていただいてきました。そして、前回の本審議会におきまして、塩尻都市計画区域区分と区域マスタープランの変更をお諮りし、議決をいただきました。今回、調査審議第1号といたしまして、長野、須坂、松本都市計画区域の区域区分の変更についてご説明し、併せて調査審議第2号として各区域の区域マスタープランについてご説明させていただきます。なお、この度再任となりました委員の皆様には前回までの説明で内容が重複する部分があるかと思ひますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。

それでは説明させていただく項目でございます。はじめに区域区分制度について説明いたしまして、次に人口フレームと工業フレームについてご説明させていただきます。続いて、長野市及び松本市の市街化区域への編入候補地を説明いたしまして、今回市街化の編入を行わない須坂都市計画区域内の須坂市と小布施町につきましては、今後の方針を説明させていただきます。最後に、今後の予定を説明させていただきます。

まず、区域区分制度についてでございます。区域区分は、都市計画法第7条に基づきまして、都市計画区域について無秩序な開発を防止し、計画的な市街化を図るための制度でございます。既に市街地を形成している区域や、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき地域として市街化区域を設定し、市街化を抑制すべき区域として市街化調整区域を設定します。

右側の長野県の図でございますけれども、県内における都市計画区域を赤色と黄色で示してございます。赤色の部分が区域区分を設定している都市計画区域でありまして、図の上側の方の赤い部分、こちらの部分は長野市の長野都市計画区域及び須坂と小布施町の須坂都市計画区域になります。また、図の中ほどの赤い部分、こちらにつきましては松本市の松本都市計画区域と塩尻市の塩尻都市計画区域で、区域区分を設定しているのは県内39の都市計画区域があるんですけれども、そのうち4区域の5市町となっております。

区域区分は市街化区域と市街化調整区域の境界線を設けることから、線引き制度とも呼ばれまして、区域区分を設定している都市を「線引き都市」と呼ぶこともございます。区域区分の決定や区域の変更は決定権者である長野県が行いますけれども、市町村は都市計画の案の申し出を行うことができるため、地域の実情をよく把握している市町村から、都市計画法第15条に基づく案の申し出を受けまして、今回の案件は県が手続きを行っております。

続きまして、こちらの表は区域区分制度が始まりました昭和46年からの各都市計画区域

の市街化区域と市街化調整区域の面積を示しております。過去6回にわたって区域区分の見直しを行ってございまして、今回が7回目の見直しとなります。なお、下段の豊科都市計画区域につきましては、市町村合併による安曇野都市計画区域への統合に伴いまして、区域区分を廃止し、独自の土地利用誘導制度を条例で運営しているところです。

次に、区域区分の設定の有無等につきましては、都市計画区域マスタープランに記載することとなっております。まず都市計画区域マスタープランの構成につきまして、都市計画の体系図を基にご説明申し上げます。国土交通省による都市計画運用指針には、都道府県や市町村がマスタープランを作成するうえで指針として位置づけられております。これは社会動向や関連する法制度などに合わせて改正されてございまして、マスタープランをはじめ都市計画の策定のための指針となっております。この都市計画運用指針を勘案したうえで、都道府県が都市計画区域マスタープランを策定し、その都市計画区域マスタープラン及び市町村の基本構想に即して、市町村マスタープランが策定されます。また2016年から始まりました立地適正化計画の指定もマスタープランの一つとして位置づけられてございまして、そしてこれらのマスタープランに即したうえで具体的な都市計画、今回の区域区分の変更ですとか、用途地域の決定、地区計画などが定められているところでございます。

続いて、都市計画区域マスタープランの位置づけでございますけれども、都市の発展の動向、人口産業の現状及び将来の見通し等を勘案いたしまして、都市の将来像を明確にするるとともに、都市計画区域における区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めたもので、県が定めることとなっております。また、計画期間は20年でありまして、20年後の都市の姿を展望したうえで、10年以内の整備するものを整備の目標として示すものです。定めるものとしたしましては、区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針でありまして、努めて定めるものとして、都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針であり、以上が都市計画法第6条の2で規定されております。

区域マスタープランの構成は、ここに記載のとおりとなっております。1で都市計画の目標、2で区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、3で主要な都市計画の決定方針について定めます。このうち、区域区分の方針の中で市街化を図る区域に関する事項につきましては、概ね10年後の将来予測を行った上で、人口及び産業の動向、都市的土地利用の需要見通しなどを総合的に勘案して定めることとなっております。今回、都市計画区域のマスタープランの変更に伴って、区域区分の変更を行います。

区域区分の方針に定める内容としたしましては、①将来の区域における概ねの都市計画区域内の人口、市街化区域内人口、②産業の生産規模や就業人口、③として市街化区域の概ねの規模について定めます。今回の区域区分の定期見直しでは、基準年を平成27年とし、10年後の令和7年を目標年次として人口、産業の規模を想定します。

続きまして、人口フレームと工業フレームについてご説明させていただきます。区域区分の計画フローとしたしましては、平成27年の国勢調査の数値を用いた平成29年度に実施しております基礎調査の結果を基に、左側の上位計画との整合を図りながら、計画フレームの設定を行います。概ね10年後、令和7年の計画フレームの設定としたしまして、常住人口、いわゆる人口フレーム及び工業等の用地需要予測、いわゆる工業フレームですけれども、そ

の算出を行います。計画フレームというのは、現在の市街化区域では受け入れることができない将来の人口や工業のことで、人口フレームが出ていれば将来人口の受け入れのために市街化区域を増やすことが適当であるとされ、工業フレームが出ていれば将来の工業用地として市街化区域を増やすことが適当であるとされます。人口フレームと工業フレームの数値を基に、それぞれの市町村と調整いたしまして、市街化区域へ編入する区域を決め、区域区分の素案を作成しております。

人口フレームの算出方法についてご説明いたします。まず、国立社会保障・人口問題研究所より示されております市町村の行政区域の将来人口がございしますが、それから回帰分析により推計された将来の都市計画区域外の人口を引きまして、将来の都市計画区域内の人口を算出いたします。さらに、そこから回帰分析により推計されました将来の市街化調整区域人口を引きまして、その結果、将来の市街化区域の人口としております。将来の市街化区域の人口につきまして、単純に市街化区域だけで直接回帰分析により推計せず、行政区域の将来人口からその他の区域の人口を除外して求めておりますけれども、行政区域内では既に人口減少が進んでおりますが、市街化区域内では現在でも一貫して人口が増加しております、単純に市街化区域内の動向を基に将来人口を推計すると、将来の市街化人口は過大な規模になる算出になりますため、より正確な人口推計を行い、適切な規模で必要最小限の市街地の拡大を行うような計算方法としております。

将来の市街化区域人口から、現在の市街化区域内の将来の可住地面積に想定人口密度をかけることで求めました、既存市街地内での将来の収容可能人口を差し引くことで、拡大需要人口というものが求められます。その拡大需要人口から市街化調整区域内で既に市街地となっている既成市街地として市街化区域に編入する区域の人口を引き、残った人口が、将来的に現在の市街化区域内の可住地では受け入れることができない人口の増加分として算出でき、それを人口フレームとしております。人口フレームを想定人口密度で割りまして、公共用地率を 25%とした場合の残りの用地 75%で割り返すことによりまして、将来的に必要なとなる居住系の面積の参考値を求めることができます。

続いて、可住地と人口密度の考え方でございます。都市環境の利便性向上のためには、市街化区域内の道路や公園整備等は不可欠とされます。よって、将来的な可住地は、道路や公園等の整備によりまして、非可住地が増えることとなります。また、人口密度は都市の維持のために維持することが望ましいとされておまして、将来的な人口密度は変わらないと仮定いたしますと、可住地が減ることで人口減少社会においても住居系の市街化区域拡大が必要な箇所が出てくることとなります。

続きまして、工業フレームの算出方法についてご説明いたします。統計資料にある基準年から過去5年の製造品出荷額に、基準年を100とした物価の上下を表す企業物価指数をかけて、デフレーター補正というものをを行います。デフレーター補正後の製造品出荷額の推移から将来の製造品出荷額を回帰分析により推計いたします。将来の製造品出荷額の推計値から基準年の製造品出荷額を差し引くことで、工業の拡大需要を求めることができ、これを工業フレームとしています。工業フレームを補正後の出荷額と工業用地面積から求めた敷地生産性で割り、公共用地率を 25%とした場合の残りの用地 75%で割り返すと、必要となる工業系の面積の参考値を求めることができます。

続いて、具体的に人口フレームの算出方法に長野市の人口を当てはめたものがこちらとなります。長野都市計画区域の場合ですが、将来の市街化区域人口は290,200人となり、既存市街地での将来の収容可能人口として算出された288,000人を差し引きますと、拡大需要人口は2,200人となります。今回の区域区分の見直しにおきまして、既成市街地として編入する箇所もございますけれども、その区域の人口100人を引くと残りの人口フレームは2,100人となりまして、結果、必要となる居住系の面積は概ね33haということになります。

続きまして、松本都市計画区域の場合でございますが、こちらも同様に計算いたしますと、将来の市街化区域人口は173,600人となります。既存の市街地での将来の収容可能人口として算出された172,100人を差し引くと、拡大需要人口は1,500人となります。今回の区域区分の見直しにおきまして、既成市街地として編入する区域がございますけれども、その区域の人口を1,000人としてそれを引くことで残った人口フレームは500人となります。必要となる住居系の面積は約9haと算出できます。

もう一つ、須坂市と小布施町を合わせました須坂都市計画区域の場合ですが、将来の市街化区域人口が、既存の市街地内での将来の収容可能人口を下回るという状況になりますので、拡大需要人口は0人ということになり、人口フレームとしてはありません、という形になります。これは、現在の市街化区域で将来的にも人口が収容可能であるため、人口フレームでいえば市街化区域の拡大の必要がないということを示してございます。

この人口フレームと工業フレームを各都市計画区域の表にしたものがこちらでございます。人口フレームの欄を赤線で囲んだ部分ですが、今回の見直しによりまして市街化区域への編入を検討している人口や面積になります。長野市については100人分、面積としては約5haを既成市街地として今回市街化区域への編入を検討しておりまして、残りの2,100人分は保留といたします。今後、市街化編入候補地域の状況に応じまして、区域区分の変更を行うこととしております。

松本市につきましては1,000人分、面積として約19haを既成市街地として、2箇所市街化区域として編入を検討しており、残りの500人、面積として約9haですが、それを将来人口の受け皿として住居を開発していく区域、新しい市街地として市街化区域への編入を検討しております。

工業フレームにつきましては、全ての都市計画区域におきまして拡大需要として算出されておりますけれども、現段階では適切な工業用地等がないので、今回は工業フレームを使った工業系の市街化編入は保留という形にしております。

続きまして、長野都市計画区域で市街化編入を検討している候補地についてご説明いたします。区域区分の見直しでは、人口フレームと工業フレームの有無に加えまして、県の区域区分の見直し方針に合っていることが必要となります。県の区域区分の見直し方針におきましては、上位計画との整合を図りながら、(1)に示しております、都市機能をコンパクトに集約させた都市構造の実現と、自然環境、田園環境を保全し、優れた景観や歴史的な資産の保全を基本的な考え方といたしまして、下の(2)から(4)の項目を基本方針としております。今回、長野市の場合は(4)の「既に市街化した土地の区域につきましても、土地利用の動向や社会基盤の整備状況を踏まえたうえで市街化区域への編入を検討する」といった方針がありますが、これに該当する地域になります。

続きまして、長野市において区域区分の見直しの基本方針を策定しておりまして、長野市は市街地の区域は現状の市街化区域を基本としつつ、集約型都市構造に対応する土地利用や上位計画との整合、自然環境の維持などの県と同様の方針に加え、防災・減災対策がされていない区域は市街化区域への編入を行わないとしております。また、公共交通が便利なエリアへ生活サービス施設等や居住を誘導をするという方針としております。

長野市における今回の区域区分の見直しで、市街化区域に編入する候補地でございます。右側の図を見ていただくとお分かりのように、色が付いている部分が今現在の市街化区域を表しております。今回の編入する地域は、真ん中の赤い部分でございますが、市街化区域に接しておりまして、既に市街地を形成している既存市街地の区域となります。長野市における算出された拡大需要の人口に収まりまして、県と市の区域区分の見直し方針に合致した区域を候補地としております。地区名は川中島御厨地区でございます。面積は 4.7ha、川中島駅と南側の今井駅が近くにございまして、それぞれの駅を含んだ市街化区域にちょうど挟まれた区域となっております。区域区分制度以前より宅地となっていたため、住宅等が建設されている区域で、ちょっと小さいですが、写真で見てもらって分かるように既に都市的な土地利用がされている地区でございます。

編入区域におきましては、県道長野上田線が通っておりまして、道路の両側では既に沿道サービスとしての土地利用が進んでおります。また、その背後地は住宅となっております。図面の上側の方の長野駅方面と下側の方の篠ノ井駅方面を結ぶバス路線となっております。交通利便性の高い土地でございます。長野市の都市計画マスタープランにおきましては、県道長野上田線の沿線は商業・工業等の複合的な土地利用を進めるとしてございまして、市街化区域となっている南北の沿道は、長野市の都市計画マスタープランに基づいた土地利用を行っております。仮に、現在の沿道の施設等が撤退や移転した場合に、この市街化調整区域のままではこの区域だけ長野市の都市計画マスタープランに基づいた土地利用はできませんので、中抜けのような状態になってしまうこと、また、地元から市街化区域編入の要望もございまして合意も取れたので、今回市街化区域の候補地といたしました。

既成市街地として市街化区域に編入する要件といたしましては、連坦した一定の土地の人口密度が ha あたり 40 人以上であるということと、区域の建築物の敷地面積の合計が区域面積の 1/3 以上であることが都市計画法施行規則で決まっております。資料のほうではその占める割合が 30%以上となっておりますが、正確にはこの 1/3 以上となりますので、申し訳ございませんが訂正させていただきたいと思っております。今回の編入区域の既成市街地としての要件を確認いたしましたところ、人口密度は ha あたり 60.9 人、建築物の敷地面積が占める割合が 84.8%であることが確認できましたので、要件を満たしております。

市街化区域に併せまして長野市の決定により用途地域が定められますが、長野市によりますと、将来の用途は住宅が建設されている土地は、第二種中高層住居専用地域として住環境の保護を図る予定でございます。道路沿いは準工業地域といたしまして、商業や工業等の複合的な土地利用を図るとし、さらに特別用途地区を設定いたしまして、大規模な集客施設の立地は制限することで土地の無秩序な拡散の防止を図る予定でございます。

その地区の見直し方針との整合や、防災対策などの状況を表にしてまとめたのがこちらでございます。まず、県と市の区域区分見直し方針とは合致しておりまして、既成市街地の要

件も満たしております。関連計画との整合ですが、県が定める区域マスタープランでは、今井駅、川中島駅周辺は生活の拠点の形成を図るとしてありまして、市の都市計画マスタープランでは、長野上田線の沿線は商業・工業等の複合的な土地利用を進めるものとされているため、両方の計画との整合は取れており、また、地元の合意も取れております。災害ハザードですが、1,000年に1度程度の過去最大級の尋常でない降雨があった場合には、編入区域の一部で水深3m未満の浸水が予測されておりますけれども、100年に1度程度の降雨におきましては、浸水しないエリアとなっております。雨水幹線も整備済みで周辺に指定避難所があること、また十分な幅員がある避難路があることから、災害のリスクとしては低い地域であると言えるかと思えます。

長野都市計画区域の区域区分の今後の方針でございますけれども、保留分の人口フレーム2,100人がございます。これを用いまして、市街化区域が中抜けになっている箇所や、公共交通の利便性が高いけれども、市街化調整区域になっている箇所等も市街化区域の編入を今後検討してまいります。また、工業フレームを用いまして適切な工業用地の市街化区域編入を検討し、工業の適切な受け皿をつくることで、周辺の非線引き都市の乱開発を抑制していきたいと考えております。市街化区域の拡大だけではなく、拡大しすぎている都市的な土地利用をされていない市街化区域、災害リスクの高い市街化区域を逆に市街化調整区域に戻すこと、いわゆる逆線引きについても検討をしているところでございます。

続きまして、松本市の松本都市計画区域の市街化区域編入の候補地についてご説明させていただきます。まず、県の見直し方針との整合ですが、松本市では「(2)住宅地の供給を目的とした市街化区域の拡大につきましては、今後の需要予測を十分精査し、農林漁業との健全な調和を図りつつ、計画的な市街地整備が確実な区域について、必要最小限とする」とした方針に合う区域を1箇所、長野市と同様に、(4)の既成市街地としての考え方に合致した区域を2箇所、市街化区域に編入する候補地として選定いたしました。松本市につきましては、区域区分の見直しについて県の見直し方針を準拠するというようにしております。

松本市の地図を示しております。色付けしてあるところが、既に市街化区域になっておるところでございます。松本市の市街化編入区域の候補地は、図で示したとおり3箇所ございまして、松本市街地の北西の位置になっております島内東方地区と、松本市の市街地から離れた西側に位置しております和田西原地区、この2箇所は既に住宅等が存在する既成市街地として市街化編入するものでございます。あと、南側の塩尻市に接しているところでございますが、上村井地区につきましては、将来拡大人口の受け皿のため、新市街地として候補地としております。

まず、既成市街地として市街化編入をする予定の島内東方地区についてご説明申し上げます。地区の概要でございますが、かつての事業所の跡地に地区計画を策定し、住宅地として整備された区域と、それと隣接する松本市の出張所、公民館、保育園等が立地している区域を合わせて編入予定区域としております。区域は島内駅から近くて、松本市で策定した立地適正化計画の設定で、島内駅周辺の都市機能誘導区域に隣接した地区で、居住を誘導するのに適したエリアと言えます。既成市街地の要件ですが、連坦している市街化区域の人口密度は1haあたり54人で、建築物の敷地面積が占める割合は76.1%となっております。既成市街地の要件を満たしております。誠に申し訳ありませんが、先ほど同様30%以上という

のを1/3以上ということに訂正をお願いしたいと思います。

松本市が今後決定する用途でございますけれども、周辺と同様の第一種住居地域を予定しております。良好な住環境の形成を図るとともに、既に地区計画も策定しておりますので、地区計画を策定した区域については1戸建ての住宅と公民館以外の建築を制限いたしまして、緑豊かな住居環境の形成を引き続き図っていく予定でございます。

続きまして、2箇所目の既成市街地として市街化編入候補地である和田西原地区についてご説明いたします。こちらも地区計画を策定いたしまして、住宅地として整備された区域と、その北側の既存集落を合わせた区域を編入の予定箇所としております。既存の市街化区域と接し、松本電鉄上高地線の三溝駅から徒歩圏内でありまして、交通利便性の高い地域であると言えます。周辺の市街化区域の人口密度は1haあたり60.3人で、建築物の敷地面積が占める割合が71.5%として、既成市街地としての要件を満たしているところでございます。

続きまして、松本市が決定する用途地域でございますけれども、既に地区計画を決定しておりますが、区域の一部を日常生活に必要な店舗の維持・誘導を図る区域としており、用途地域についても地区計画の目的や隣接する区域の用途地域を考慮して、現段階においては第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域とする予定であります。

続きまして、最後に新市街地としての市街化編入候補地であります上村井地区についてご説明いたします。図でお分かりのように、既存の市街化区域に接してありまして、図では下の部分が着色していない部分がございますが、こちらが塩尻市となっております。この部分も既に市街化区域となっております。現在この区域はほとんどが農地として利用されておりまして、その農地の大部分が農業振興地域内の農用地区内農地、いわゆる農振農用地または青地と呼ばれている地域となっております。新市街地の編入の候補地選定にあたりましては、各種上位計画に整合し、市街化区域に隣接する区域で、農業振興地域内の青地以外、いわゆる白地と呼んでおりますけれども、こちらのほうから優先して選定するとしております。松本市の場合ですが、市街化区域の周辺では山地や林地、住宅地となっている区域以外はほとんど農振の青地となっております。農振の白地での適地がないことから、青地の中で市街化しても周辺農地への影響が軽微な地域として、この候補地を選定しております。なお、区域区分は根幹的な土地利用計画でありまして、将来の農林漁業に関する土地利用及び施策等に直接関連を有することから、「都市計画と農林漁業との調整措置」という定めに基づき、農政関係機関との調整を図っております。上村井地区の市街化編入につきましては、既に農政関係機関との事前調整を終了しております。

都市機能といたしましては、図の西側のJR村井駅から近く、立地適正化計画では村井駅を含む都市機能誘導区域に隣接してありまして、居住誘導するのに適切な区域と言えます。民間開発による住宅地の整備が予定されており、松本市では市街化編入に合わせて地区計画を決定し、良好な住環境となるような市街地形成を目指しております。新市街地としての編入は人口フレームを用いて行われますが、松本市の場合、先に説明したとおり、既成市街地分の人口を差し引いた人口フレームは500人分でございます。編入区域の想定世帯数180世帯と平均世帯人数2.33人を掛け合わせると、想定的人口は約420人となりまして、人口フレームに収まる分の拡大となる予定でございます。

想定している用途地域ですが、隣接している用途に合わせて第一種住居地域といたしまし

て、さらに地区計画を決定し、1戸建て住宅及び共同住宅を中心とした整備・誘導を図る予定でございます。

それぞれの編入区域と上位計画である松本市の都市計画マスタープラン及び県が定める都市計画区域マスタープランとの整合についてでございますが、3地区それぞれにつきまして、各マスタープランでは記載のような地区に位置づけられておりまして、その方針と合致した土地利用となります。

編入候補地ごとの見直し方針との整合や、防災対策などの状況でございます。既成市街地として編入する上段の2地区につきましては、それぞれ県の区域区分の見直し基準を満たしておりまして、既成市街地の要件も満たしております。マスタープランとの整合も取られておりまして、地元合意も取れております。災害ハザードに関しましては、どちらの地区も浸水想定区域外となっております、災害リスクは少ないと言えます。

新市街地として編入する下段の上村井地区につきましても、見直し基準との整合が取れており、農地を市街化編入しますけれども、農政関係部局との事前調整は済んでおります。マスタープランとの整合も取られており、地元合意も取れております。災害ハザードでございますが、編入区域の一部で100年に1度程度の降雨により水深3m未満の浸水が予測されております。その部分は現況農地が周辺より低くなっておるところでございます、今後、住宅地の整備で道路の高さに合わせた整地などを行うこと、また、浸水深さ3m未満であれば垂直避難が可能なこと、周辺に指定避難所があること、十分な幅員がある道路も地区計画で想定して建設されることから、災害リスクは少ない地域であると考えております。

松本都市計画区域の区域区分の今後の方針でございます。長野市と異なり、保留する人口フレームは今回でなくなるという形になります。工業フレームがありますが、今後工業フレームを用いて適切な工業用地の市街化区域編入を検討し、工業の適切な受け皿をつくることで、周辺の非線引き都市の乱開発を抑制していきたいと考えております。市街化区域の拡大だけではなく、拡大しすぎていると考えられる都市的な土地利用をされていない市街化区域や災害リスクの高い市街化区域を逆に市街化調整区域に戻す逆線引きについても検討しているところでございます。

続きまして、須坂都市計画区域である須坂市と小布施町の区域区分の今後の方針でございます。人口フレームを用いた市街化編入につきましては、今後もないと考えられます。工業フレームとしてはありますので、適切な工業用地の市街化編入を検討するというような形になってまいります。松本、長野と同様に、拡大しすぎていると考えられる都市的な土地利用をされていない市街化区域や、災害リスクの高い市街化区域を市街化調整区域に戻すこと、逆線引きも検討しているところでございます。

最後でございますが、今後の予定についてご説明いたします。こちらの図で、概ねの都市計画変更の手続きの予定を示しております。区域区分の見直しにつきましては、区域マスタープランの変更と併せて行いますので、区域マスタープランの変更の予定についても記載してございます。3区域において、既に公聴会のための案の閲覧を行いました、それぞれ公述人の申し出がございませんでしたので、公聴会は中止しております。本日審議会でいただいたご意見を反映させまして、国への事前協議を行い、次回の9月頃の審議会におきましては、都市計画図書の原案をお示しできればと思っております。並行して都市計画法に基づく

市町村への意見聴取を行いまして、10月頃には手続きの中でいただいた意見を反映させた計画案で公告・縦覧を行い、11月頃予定されている都市計画審議会に議案審議として諮ってまいりたいと考えております。その後、国への本協議を行いまして、国土交通大臣の同意を得て、来年1月頃の決定告示を目指しております。

以上で、調査審議第1号「第7回区域区分（市街化区域・市街化調整区域）の見直しについて」、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

（柳沢議長）

はい。ご苦労様でした。やはり難しい説明でしたね。ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見おありなら聞きたいと思えます。どなたからでもご発言いただければと思えます。どうぞ。

（宮入委員）

質問ということになると思うんですけども、市街化編入のタイミングというんですかね、それをちょっとお聞きしたかったのですが。なぜそう思ったかという、松本都市計画区域の中の和田西原地区でしょうか、そちらのほうの航空写真とか図面のほうを拝見すると、平成18年に地区計画が決定されて、立派な住宅地ができていって印象があるんですけども。ほかのところだと、タイミング的に市街地の編入と地区計画だとかそういった開発が同じようなタイミングで行われているのかなというふうに思ったんですが、この和田西原地区はもう既に、しばらく前に地区計画も、実際にこれだけの市街地になってきているという状況なんですけど、この市街化編入をするタイミングっていうのは何か、こういうタイミングと違って目安みたいなことはお考えのことがあるのでしょうか。そこが疑問に思っています。

（柳沢議長）

タイミングの考え方ですね。

（宮入委員）

そうですね。

（柳沢議長）

はい。どうぞ。

（幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長）

市街化調整区域で既に住宅等が建っている既存市街地の編入のタイミングということかと思えます。

和田西原地区につきましては、平成18年以前に、圃場整備に合わせまして非農用地として設置した区域にその住宅地の分譲、開発を行いまして、併せて地区計画も決定して良好な住宅地として開発したところがございます。今回のタイミングといたしましては、その住

宅の分譲がもう終わりました、中に全部住宅が建っているような状況になりまして、そういうタイミングで北側の既存住宅地も併せて市街化編入をしておこうという形にしております。

(宮入委員)

タイミング的には決して早いとか遅いとかそういったことではないっていう理解でよろしいのでしょうか。何かこう事情があって遅れていたとかそういったことではないと。

(柳沢議長)

今のご質問は、要するに新規開発で地区計画を定めて開発許可をやるから線引きで市街化区域に入れました、これは普通だけど、既に地区計画で開発済みのようなところはどうかということなんだというご質問なんです。これは要するに言い換えると、調整区域の中で地区計画で開発可能になるというのはどういう場合なんだと。そういうことだと思いますね。

制度的に地区計画が取れば開発可能になるけど、どういう考え方でそれを認めているんでしょうか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

この和田西原地区につきましては、地区計画を設定するより前に、先ほど申しました圃場整備によりまして、その残った土地というのを開発いたしまして、宅地として分譲しているようなところでございます。その分譲にあたりまして、地区計画を定めて良好な住宅地として形成しているところでございますけれども、市街化調整区域の地区計画によって、その場所場所で開発するところもあるんですが、各地域の状況に応じて、という形になります。各都市でそのガイドラインといいますか、基準を設けているところもあるんですけども、まだ調整区域の設定のガイドラインとかを定めていないところもございますので、そういったところは今後定めていくような形で市町村さんとも相談しながらやっていきたいと思っております。

(柳沢議長)

既に先行してある程度宅地しちゃったところを地区計画かけたと。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

今回の和田西原はその住宅の造成が先行しているような形です。

(柳沢議長)

そういうことらしいです。

(宮入委員)

一般的な意見と聞いていただければいいんですが、最初のほうですね、やはり人口フレームの話があって、必要な住居系の面積を割り出して、かなりこう綿密な計画をしながら進めているっていうようなお話が、市街化区域の拡大需要の中であったものですから、今後につ

きまして今おっしゃったようにガイドライン等含めまして、やっぱりこういう拡大する人口フレームの計画に今かかっているような形にしていって、どんどん開発されていくので手続き上問題ないんでしょうけれども、あとから追っかけて増やしていくっていうような形をどの程度組み入れていくのかっていうところは、考えていかれた方がいいのかな。ちょっと素朴な話ですけども。

(柳沢議長)

そういうケースの考え方をちょっと整理したほうがいいということですね。

(宮入委員)

ありがとうございます。

(柳沢議長)

ありがとうございました。どうぞほかに。どうぞ。

(高瀬委員)

高瀬です。今の宮入さんのお話に近いところなんですけれども。既成市街地をちゃんとして、編入していくっていう形はいいんでしょうけれども、例えば昨今スマートインターと、例えば長野の場合は若穂ができるとすると、たぶん 10 年ぐらいすると恐らくその辺りの道路が整備されて 10 年 20 年経つとまた新しい既成市街地というのが出てくるんですよ。そうしたときに、まだ長野は人口フレーム残しているからいいのかもしれないですけど、その 10 年後 20 年後にあるかどうかかわからないですけども。例えば須坂のようにない、もうないという状況のときに、そうはいっても須坂もちょっと開発が散らばってしまっているんで、当然のことながら新しい商業施設等ができると、その周辺に市街地が広がってしまう。そうするとまた既成市街地ができてくるという形になったときに、今度はそこはもう編入できないんですよ。そもそもじゃあこの人口フレームで何がしたいんですかというところが少し見えてこないんで、そこら辺を少し教えていただくとありがたいと思います。

(柳沢議長)

はい。どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

人口フレームですが、要は交通アクセスのいいところがあるとそこが開発して広がるんですけども、その人口フレームによらない方策とかそういったお話かと。

(高瀬委員)

要するにその、既成市街地っていうのは結局、今回のを考えるのには既成市街地が規制されるのでも何でもなく、実際の利用にあったように編入していくという形なんですよけれども、そのときにこの人口フレームの考え方が足かせに逆にならないかということです。そ

の既成市街地ができたときにもうそこは実際は住居で使っているから、編入すべきじゃないって出たときに、人口フレームがないからできませんっていう、そういう話になってしまいますよね。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

人口フレームが例えば0になったときに、調整区域の既成市街地とかはもう編入できない状態になるということです。

(高瀬委員)

そうですね。そういうことです。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

人口フレームだけでいくとそういった形になります。

(高瀬委員)

今回のこういう人口フレームの考え方をすると、そうなりますよね。どちらかという、編入するための何か理由付けみたいところが、ちょっと性格が今回強いのかなと思うんですけども。今回だけのここ数年間だけはこういう方法で進んでいくのか、例えば10年後もこういう人口フレームという考え方でやっていくのか、そのあたりはどういうことなのでしょう。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

今後、既に人口減少の社会に入っておるわけです。今回の長野県の線引き区域は、市街化区域内の人口はまだ増えているという状況になっておりますけれども、いずれ市街化区域内の人口も減るような時代になってくるとは思います。長野市はまだ人口フレームは残しておりますけど、既に須坂都市計画区域とかはない、松本も今回でないという形になります。だから人口フレームだけでいくと、今後は拡大は難しいという形になるかと思えます。ただ、今、都市計画運用指針では人口フレームに基づいてというふうなことがあるので、一応それに基づいてやっているんですが、今後、全国的な話の中で人口フレームによらない方策、そういったものは研究されてくるのかなと考えています。当然長野県でも参考にしつつ、県としても独自の今後のやり方というか、先ほどちょっと申しましたが、調整区域に戻す逆線引きができればそういったことを検討いたしますし、そういったのも含めて人口フレームによらないやり方を検討していくときになっているのかなとは考えております。

(柳沢議長)

私から補足しますけれども、全国的に人口フレームではもう線引き制度は動かせないって、かなりの自治体が困っているんですよ。それで国交省なんかには訴えているのに、なかなかそれ以外の考え方がすっきりはまだ出てきていないけど、一生懸命模索している段階だと思いますので。はい。ほかに。どうぞ。

(共田委員)

今の聞いていて余計分かりづらくなっちゃったんですけど、そもそも論として、市街化調整区域は抑制するべきですよ。でも抑制しているのにこういうふうに新しく開発されちゃうっていうのは、それはこの今言った線引きの意味っていうのはあるんですか、ないんですか。

(柳沢議長)

抑制したのに開発されて、ということはそういうことですよ。

(共田委員)

それで開発されて、結局開発されたところは市街化区域に編入しますよっていう形をとっていったら、そもそもの市街化調整区域の意味が見えないんじゃないんですかとちょっと思ったので。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

今回松本市の例にしますと、例えば既に工場の跡地で住宅が開発された地域ですとか、そういうところなんですけど、やはり市街化調整区域の中でも、その地域のコミュニティの維持のために、人口を維持していかないといけない部分はあると思います。要はその市街化調整区域の人口が減ってしまうと周りの田畑を守る人が誰がやるんだとかそういった話にもなってきます。やはり市街化調整区域の地域でもコミュニティを維持する方策をちょっと考えないといけないかなと思っております。今後大々的な調整区域の住宅地の開発とかそういったものは、昔は結構あったのかもしれない、今後ちょっとあるかどうかはあれですけど、そういったものはできるだけ抑制していかないといけないのかなと思ってます。ただ従来の建っている地域のコミュニティは維持していく方策を考えなきゃいけないのかなと思います。

(柳沢議長)

はい。どうぞ。

(共田委員)

市街化調整区域がそもそも論でいったら、この松本の話とかじゃなくて、一般論として市街化調整区域は抑制するべきだと。そのためのこの線引きだと思うんですけど、線引きしてあるにも関わらず、新しくそこに、理由があるにしろないにしろ、建物が建ち続けてきたらこの意味がないんじゃないんですかと。たぶんその話だったと思うんです。今回みたいに線引きをしてあるのに建てました。建ったからそこを市街化区域にできますと。逆に松本は人口フレームに余裕があるからできるけど、須坂みたいになかった場合は市街化調整区域外に家が建ってしまったら、調整区域内に人口フレームの算定ができません。そうなった場合、この市街化調整区域と市街化区域を前提とする線引きの意味って、そもそも見当たらないんじゃないんですかっていうところが。教えていただければ。

(幹事：都市・まちづくり課 塚本企画幹)

よろしいでしょうか。

(柳沢議長)

どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 塚本企画幹)

私、調整区域の開発許可制度を担当しているものですから。例えば、今松本市のところで島内東方地区がございまして、今回編入される部分の少し黄色くなっている部分が、元々地区計画が定められているところです。そこは先ほど井出企画幹からも話があったんですが、元々線引き前から工業用地として使われてきた土地で、その工場が廃業になって更地となっていたところを住宅地として開発したといった形で住宅地ができております。

松本市は、昭和 46 年に線引きがされたんですが、その時点で既に宅地として使われていたような土地については、そこまで開発や建物が建てられないという制限をかけてしまうと、憲法の財産権との関係がありますので、基本的にはその時点で既に宅地であったような土地については、救済措置が設けられる中で、工場であった用地については、線引きの後も工場用地として使う分には特に規制がかかっていなかったんですが、この場合だと工場が廃止になってしまったと。そうしたときに、そのまま工場を廃止して更地として使うか、あるいは元々既に宅地になっていたところですので、なかなかそこを農地に戻せと言ってもできないという中で、開発審査会の審議を経て、地区計画をかけて基盤整備をして、住宅地として整備されたということで、地区計画によってきちんとしたこういう住宅地ができたので、今回市街化区域に編入するという手続きになっています。

委員ご心配のように、市街化調整区域でどんどんこういった開発がされて、それを後追的に市街化区域に編入するというような考え方ではやっていません。先ほど井出企画幹が申しあげましたとおり、少なくともその集落の維持ですね。そういう意味での開発というような制度は設けておまして、ただそれも新たに道路を整備したりとか、地方公共団体がインフラを投資してまで開発するというのではなくて、現在ある集落内の公共施設を利用した緩やかな形でその集落を維持するというような整備をしていますので、どんどんと調整区域の中で開発をして、後追的に市街化区域に編入するというような形にはなっていないということでご理解いただければと思います。

(共田委員)

僕、非難的に言っているわけじゃなくて、ちょっと私の勉強不足もあって聞いていたらつじつまが合わない。例えば今の話も、今後市街化区域も条件によっては市街化調整区域に入りますと。変えたところで宅地としてあった場合は、変えてもまたそこでは住宅が建ってしまうってことですね。そうなるときに、市街化調整区域の線引きを移動することの価値ってというのが少し見えないなと。

(幹事：都市・まちづくり課 塚本企画幹)

はい。よろしいでしょうか。

(柳沢議長)

はい。

(幹事：都市・まちづくり課 塚本企画幹)

先ほど説明の中でも少しあったんですが、例えば今既に宅地であっても、災害のハザードエリアでも市街化区域の中に入っているような土地がございますので、そういったものは元々宅地として適さないとして、むしろ市街化区域から市街化調整区域に戻すというような考え方で今後逆線引きというものも検討していきたいという考え方でいるところがございます。

(柳沢議長)

はい。今日の説明ではやっぱり調整区域のまま、建物はかなりしっかり建ってきたので市街化区域に編入するっていう例がいくつかあったので、ああいうご指摘はごもっともだとは思いますが、だけれど実はオーダーとしては、調整区域を抑えるっていうのは相当しっかりやっている。特に長野県は非常にしっかりやっていると思います。ただその中にもいろいろな場所ごとに事情があって、それについてはある程度弾力的に対応しないと、その集落が成り立っていかないっていうようなこともあるので、そういう対応というのが、それ以外にもいろいろ実はあります。ほかにはいかがですか。どうぞ。

(池森委員)

13 ページの中の右下の模式図というか、ちょっと本題からずれてしまうかもしれないんですけども、市街化調整区域って私の認識は、農地を一部残してその中に農地を守るための住民がそこに住んで、そのまちをきちんと維持していくっていう考えだと思って、私は見ていますけれども。市街化調整区域って非常に家が建てづらかったり建物が立てづらくて、市街化区域に移動しますっていうことはあるんですけど、この中で白地、白地というか都市計画区域外、調整区域に建てづらいから、市街化計画区域内に建てるっていうケースも結構見られて簡単に建てられるっていう、なんかこの矛盾を日頃感じていて、その辺の、ここには入らないかもしれないんですけど、そもそも都市のあり方として、もっと山まで含めたというか、そちらの白地地域まで含めたなんか田園じゃないんだけど、その辺の指針が出せないのかなって思っていて、これも結局市街化調整区域と市街化区域の人口フレームの中で、土地を増やすっていうのはいいんですけども、それだけではちょっと足りないかなと思ってはいるんですけども。その辺、描けるビジョン、将来コンパクトシティと言いつつ、白地に家が建って結局インフラが造られちゃうみたいな、その辺の是正する何か手立てがあると、よりいいのかなと思うんですけども。

(柳沢議長)

都市計画区域外とほかに線引きしてない都市計画区域もありますね。同じような意味で、どうぞ。これもかなり事務局が困る質問ですね。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

都市計画区域外のところは、線引きの都市計画区域外もありますけれども、そういったところは別で、確かに線引きの都市計画の市街化調整区域よりも、かなり緩い基準、規制になっているかと思います。長野市の場合ですと、ほとんど人が住めるようなところは都市計画区域の中に入れてあるっていうのもありますし、あるいは山の方で別荘地とか開発しているようなところは、もう一個飯綱高原都市計画区域というのを定めて、そこを都市計画区域にして、計画的な土地利用を図るといような方策も取っております。今、都市計画の制度の中で立地適正化計画というのも出てまいりまして、なるべく市街地を集中するよう形の方策、その計画を練りまして、居住誘導地域とかそういったものを設定いたしまして、そういったものには手厚い補助が入るといような形で、そういった計画も含めてなるべく市街地の方に人が住んでいただくような、誘導方策もできて計画を立てているところでございます。非常に市街化地域の方が住んで便利なよう形にするという形で、方策を各市町村やっておりますので、そういったものを制度として活用いたしまして、なるべくコンパクトになるよう方策、計画を作っているところです。

(池森委員)

ありがとうございます。ただ、市街化区域外のところの線の際というか、に建物建っているのもちょっと目にすることがあるので。もしかしたら市街化調整区域を広げるっていう方法なのか分からないんですけど、ちょっと検討しないと都市に人口が戻らないのかなっていうふうに思っていて、どこまで規制していいのかって思うんですけども、そんなことで載せられればなと思います。

(柳沢議長)

長野県では具体的にはどの辺ですか。

(池森委員)

須坂のあたりで。市街化区域外のところ結構簡単に建っているイメージなんですけど。

(柳沢議長)

なかなか、その問題は実は非常に難しいところで。

(池森委員)

そうだと思うんですけど。

(柳沢議長)

ですから、他の県では結構市街化調整区域のすぐ外側の、都市計画区域外っていうのは意

外と近いっていうところもあって、そういうところは非常に市街化調整区域は意図して開発されるんですが、それはさすがにひどいんじゃないかっていうので、かなりオリジナルの研究をして請け負っているところもあるんですが。長野県もそういうことがあるのであれば、そういうことを考えなくちゃいけませんよね。まれにあるってやつだとか、なんかシステムでやっているところもあるよ。代わりに答えただけいいですか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)
すみません。ありがとうございます。

(柳沢議長)
はい。

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

都市・まちづくり課長の高倉です。今ご質問いただいている部分は、また必要であれば改めてやらせていただきますが、都市計画区域自体もできるだけ行政界に近いところで全部かけてあるところもありますし、そうじゃないところ、今須坂の話は、たぶん旧東村のところじゃないかなと思いますが、区域の指定の考え方もまたいろいろございますので、またお時間があるときに話していただきたいと思います。

それとあと、今回既成市街地のところに入れさせていただいておりますところは、実はさっきの宮入委員さんのご質問ありましたけれど、人口フレームがないといわゆる編入できないっていうのがありまして、前回の見直しのときには人口がもうどんどん減少するっていう方向の、人口減の方向が出ていたんですが、意外と持ち直していたりしまして、人口フレームが生み出されているので、そこに今回既成市街地入れているという形になります。ですので、タイミングも見直しに応じてフレームがあるかないかによって入れたりしますので。ただ、先ほど会長からもお話がありましたが、線引きって一本の線でいきなり引かれて、自分の農地はもう開発できないってかなり厳しくされているので、そういうところには多少の柔軟性はあってしかるべきだというなかで、法律もできているということでございます。また、いずれにしてもじっくり時間があるときに必要であればお話させていただきたいと思います。すみません、よろしく願いいたします。

(柳沢議長)

今日は後ろにも結構、その他議題が意外と重たそうなのがありますので、そろそろ先へ進みますが、ほかにご発言ありませんか。

私から2、3点だけちょっと、気になるものを申し上げておきたいと思います。7ページの、想定人口密度に対しさらに公共用地率っていうのが、それで割るようになってますが、これ普通、想定人口密度グロスでやっていますよね。だから道路や公園がほとんど中へ入っているはずなんだけど、そういう考えでいいんですか。それちょっと整理しておいて。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

はい。分かりました。

(柳沢議長)

それから 13 ページの新しく市街化区域に編入しようとする準工業地域について特別用途地区をかけて、大規模な集客施設は立地しないようなんですけど、これ自体悪くないんですけど、ここだけ考えていいんでしょうか。前後の場所も同時に、必要ならこの際やるとかそういう発想があるといいんじゃないかと思います。これ参考意見。

それから、いつも気になるのは 19 ページのこの上の表で、19 ページの上の図は松本の用途地域だけ書いてあるんですけど、接しているのは塩尻市ですよ。塩尻市はどうかしているのかということ、ちょっとトーンを変えて必ず入れるっていう、その、どこの自治体も自分のことだけしか考えないから、是非ちょっと周辺、用途地域があれば、なければ別だけ、入れておいてほしいなど。以上です。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

ありがとうございます。2 番目の長野市の準工業地域のところですが、長野市ではほかの既に準工業地域になっているところにも、特別用途地区をかけております。それと合わせてかけるという形です。

あと松本市の方は、すみません。図面を確かに塩尻の方の用途も入れておけばよかったと思います。次回はそういった図面でお示しします。

(柳沢議長)

要望ですから。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

はい。ありがとうございます。

(柳沢議長)

ほかに、いいですか。

調査審議第 2 号 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて

(柳沢議長)

では先に行かせていただきます。2 号のところの「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の見直しについて」をお願いします。できるだけ簡単にやろう。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

はい。続きまして、調査審議第 2 号「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランの見直しについてご説明させていただきます。

長野県の都市計画区域マスタープランの体系です。一番上にまず長野県都市計画ビジョン

というものを任意で作っております。これは県全体の広域的視点からの都市づくりの理念、目標、制度活用としての方向性が定められております。さらにそれを県内を 10 圏域にわけまして、それぞれに圏域のマスタープランを定めており、さらにその圏域マスタープランを方針といたしまして、県内 39 区域の都市計画区域ごとに都市計画マスタープランを定めておるところでございます。都市計画ビジョン、圏域マスタープラン、都市計画マスタープランはそれぞれ県が定めておりまして、都市計画区域マスタープランは都市計画法第 6 条に基づく法定の計画となります。それを指針といたしまして、各市町村で市町村のマスタープランというものを定めておるという形になっております。

続きまして、この構成につきましては、先ほどちょっとご説明いたしましたので、省かせていただきます。

続きまして、マスタープランの構成につきましても、先ほどちょっとご説明させていただきましたので、省かせていただきます。

こちらにつきましても、先ほどの区域区分のところでは話させていただきましたので、省略させていただきます。

マスタープランの変更理由でございますけれども、今回、県の最上位計画であります長野県都市計画ビジョンが、持続可能な開発目標 SDGs や市町村合併の進展などによる広域連携の進化、人口減少社会での生活環境の質的向上などを背景に、平成 31 年 3 月に改定を行っております。また、それぞれの区域につきまして、前回の見直しから 10 年前後が経過しておりますので、最新の国勢調査を基にした都市計画基礎調査に基づいて変更を行うものでございます。

マスタープランの見直しにあたっての背景といたしましては、次のような項目を掲げてございます。SDGs の推進、少子高齢化、人口減少、自然災害への対応、低炭素な環境に配慮したまちづくりの推進ということを背景にしております。

これらの背景を踏まえまして、都市計画区域マスタープラン見直しの観点といたしまして、左側に示した都市計画の長野県のビジョンにおける都市づくりの方針に基づきまして、右側の観点を反映されたものを見直しを行うこととしております。

続きまして、先ほど区域区分の見直しで説明いたしました線引き都市計画区域であります長野、須坂、松本の各区域のマスタープランにつきまして、その区域の特色が出ている箇所を中心に、お手元の資料、A3 判で概要版がありますけれども、それと紙ベースで変更案の新旧対照版というのをお配りしてありますが、それを使って説明させていただきます。スクリーン等では概要版を表示させていただきます。新旧対照版も併せてご覧いただければと思います。なお、新旧対照版は A4 で綴ってあるものを横向きにしていただきまして、左側が今現在の内容、右側が今回見直しの案になります。また、概要版及び新旧対照版の赤字部分は、今回の見直しにより文章が修正、追記されている部分となることを示してございます。

それではまず、長野都市計画区域のものをご覧いただきたいと思っております。長野市には、先ほどちょっとご説明いたしましたが、長野都市計画区域と飯綱高原都市計画区域の 2 つの都市計画区域が指定されておりますが、今回は、区域区分を定めている長野都市計画区域のマスタープランでございます。計画の策定にあたりまして、平成 27 年の人口等の都市のデータを基にしているため、基準年を平成 27 年として、目標年次は 20 年後の令和 17 年、整備

目標が 10 年後の令和 7 年としております。新旧対照版では、長野市のものの 3 ページとなりますが、都市づくりの基本理念として豊かな自然や善光寺の門前町、城下町の松代といった歴史、文化と共生した都市づくり、またオリンピックを契機として整備された新幹線、高速交通網などを活用した広域交流の都市づくりといった視点は引き続き継承しつつ、平成 26 年の神城断層地震や令和元年の東日本台風による浸水被害を受けまして、災害に強い都市づくりを基本理念として追加しております。そのような観点を踏まえまして、基本理念を「災害に強く自然と共生し安全・安心な歴史と文化の広域交流都市づくり」と設定いたしました。また新旧対照版の 4 ページには、都市づくりの目標につきまして、低炭素で環境に配慮した観点や、防災・減災の観点などを充実させております。

地域ごとの市街地像でございますが、拠点都市を 4 つ設定しております。長野駅周辺・善光寺周辺につきましては、長野市の中心地でございます。市街地開発事業等を活用し都市機能のさらなる集積・高度化を図るとともに、まちなか居住の推進、門前町にふさわしいまちなみ形成などを図ることとしております。北側の北長野駅周辺につきましては、都市機能の集積と公共交通の結節点としても連携を強化いたしまして、歩いて暮らせる街の拠点の形成を図っております。また、南部に位置します篠ノ井駅周辺につきましては、市の南側の拠点としての都市機能の充実や、住宅地や公共交通を結んで、篠ノ井駅を中心とした都市機能の集約を図っております。また旧松代駅の周辺といたしましては、松代城などの歴史・文化施設を活かし、博物館施設等の整備や商業・観光等の集積を図りつつ、生活拠点の整備を進めるものとしております。

新旧対照版では 5 ページと 6 ページにありますが、その他の市街地としては以上のような地区を設定しております。都市拠点といたしましては、概要版では右下、新旧対照版では 7 ページにありますけれども、都市構造図に赤い点線の丸で位置等を示してございます。拠点の周辺の都市を市街地、その周辺をふるさとの農用地、またさらにその周辺を自然と共生するゾーンとしてゾーニングをしておりまして、地域の特性を活かしたまちづくりを進めることとしております。

新旧対照版の 8 ページからは、先ほどご説明いたしました区域区分の設定の有無等になってございます。

概要版では裏面になりまして、新旧対照版では 11 ページにございます。主要な都市計画の決定方針でございます。決定方針といたしましては、土地利用、都市施設、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全に関する決定方針の 4 つに分けられておりまして、それぞれで細分化された方針が定められております。

新旧対照版の 13 ページになりますが、市街地の土地利用方針の中で、都市の高度利用に関する方針では、長野駅周辺中心市街地においては、都市のスポンジ化などの課題解消のために、市街地開発事業等の実施、生活サービス施設の立地誘導等を図るとしております。

14 ページの居住環境の改善又は維持に関する方針におきましては、防災に関しても都市の危険性を把握して、市街化を抑制する必要がある場合は、調整区域の編入、いわゆる逆線引きなどを導入していくことを目指しております。

続きまして、市街化調整区域の土地利用の方針におきましては、災害防止の観点から建築物の立地抑制や、防災・減災対策を検討または実施されない区域におきましては、新たな市

街化編入を行わない、地域の実情に応じて開発許可制度の運用を検討することとしております。

16 ページ以降は交通施設の都市計画の決定方針でございますけれども、道路につきましては居心地がよく歩きたくなる空間の創出や、自転車ネットワーク路線について、自転車通行空間の整備といった項目を新たに追記しております。公共交通につきましては、拠点とネットワークからなる都市構造を支援するように公共交通網の適切な設定を行うとともに、地域拠点や観光拠点を連絡する幹線道路網の整備を図ることとしております。

新旧対照版の 19 ページには、下水道等の方針がありまして、地震、洪水等の災害に対するための整備方針を新たに追記しております。

21 ページになりますが、市街地開発事業の決定の方針では、中心市街地の空洞化等の課題に対応する再開発事業等と、歩いて暮らせるまちづくりの創出等の中心市街地の活性化を図ることとしております。

23 ページ以降は自然的環境の整備、保全の方針もございまして、主要な緑地のグリーンインフラとしての保全、都市農地の保全、都市公園の防災機能の向上、市街化区域全域の緑化重点地区の指定などを行うこととしております。

将来的な道路や公園、緑地の整備を示した都市の将来像は、都市施設等配置図として概要版の右側、新旧対照版では 27 ページのように示してございます。

長野都市計画区域の特徴といたしましては、逆線引き制度を活用したコンパクトシティに向けた土地利用規制・誘導、災害リスクの高いエリアの住居立地抑制、等々が挙げられます。ちょっと駆け足でございますが、以上で長野都市計画区域の区域マスタープランの説明を終わります。

続きまして、須坂都市計画区域のマスタープランについてでございます。同じく概要版と須坂のほうの新旧対照版をご覧いただきたいと思っております。範囲は須坂都市計画区域となっており、須坂市と小布施町の一部でございます。長野都市計画区域と同様に、目標年次を 20 年後の令和 17 年、整備目標は 10 年後の令和 7 年としております。

都市づくりの基本理念についてでございますが、須坂都市計画区域は工業、商業の集積や美しい田園景観、須坂市の蔵のまちなみや小布施町の歴史や文化を感じられるまちなみなどを有しておりまして、また、須坂長野東 IC や小布施スマート IC などにより、物流の中継地や周辺都市との交流地としての機能が充実されてきているところでございます。また、長野市と同様、令和元年東日本台風では甚大な被害が発生しております。そのため、地域の自然的、歴史的資源を生かしながら、活力ある地域の産業の調和、安全・安心な都市の形成のため、基本理念を「歴史・文化・自然・産業が調和した安全・安心な都市づくり」と設定いたしております。

4 ページからは、地域ごとの市街地像についてでございます。拠点都市を須坂駅周辺と小布施駅周辺の 2 箇所を設定しております。須坂駅周辺の土地は、商業・業務機能を担う拠点として位置づけており、小布施駅周辺市街地は、副次的な産業拠点、観光拠点としての位置づけとして、魅力ある市街地の形成を図ることとしております。また、その他の市街地といたしまして、用途地域内の住居系、商業系、工業系でそれぞれ調和した土地利用に加え、須坂長野東 IC 周辺に工業・物流拠点の強化を図るとしております。

概要版では右下、新旧対照版では5ページになりますが、都市の構造図に図示しております。

新旧対照版の6ページから8ページでは、区域区分の有無についてでございますけれども、これは先ほどご説明したとおりでございます。

概要版の裏側になります。新旧対照版では9ページ以降でございます。主要な都市計画の決定方針でございますが、主要用途の配置の方針の住宅地の部分には、災害発生の恐れのある区域は住宅地の整備を避けるものという記載を追記してございます。

また、新旧対照版でいきますと、12ページ以降の部分の市街化区域内の緑地または都市の風致の維持に関する方針におきましては、歴史的な文化や景観の保全・維持に努めるものとし、特に須坂市の旧街道沿いについては、蔵のまちなみを整備いたしまして、併せて道路、公園等、公共施設の一体的整備により、伝統的な建造物群の保存を図るとしております。

続いて、市街化調整区域の土地利用の方針ですが、今後の優良農地の適切な保全を図るものとしたしまして、災害の危険度の高い地域につきましては、建築物の抑制を図ることとしております。

16ページには先ほどの長野と同じように、下水道について災害の耐震化などのものを追記してございます。

18ページになりますが、市街地開発事業の決定方針につきましては、須坂市の蔵のまちなみや小布施町の歴史・文化を感じられるまちなみなどは市街地開発事業地に含めず、保存を図るものとしております。

19ページ以降には、自然的環境保全の整備、保全の方針もございしますが、主要な緑地はグリーンインフラとして都市計画において保存を図ることとしています。

将来的な道路、公園、緑地の整備等を図示した都市の将来像は、概要版の右側、新旧対照版では22ページのように示しております。

このマスタープランの特徴といたしましては、歴史的なまちなみを保存し、歴史・文化を感じられるまちづくり、災害リスクの高いエリアの住宅立地抑制、良好な農地の適切な保全などがあげられます。

続きまして、松本都市計画区域のマスタープランでございます。同じように松本も新旧対照版も併せてご覧いただければと思います。範囲は、松本市の行政区域内における松本都市計画区域で、約30,000haとなっております。県内では一番広い都市計画区域となります。長野、須坂と同様に、計画の策定にあたりましては、目標年次をそれぞれ同様に設定しております。

都市づくりの基本理念につきましてでございます。松本都市計画区域は、地域の中核的な都市としての役割として、松本広域圏の持続的な発展を図るために、秩序ある整備を実施することを必要としております。

新旧対照版では4ページになりますが、やはり災害に強い安全で快適な土地の実現を目指すことと、そのため、土地利用方策と連動した防災・減災対策の検討・実施が行われない地域については、新たに市街化区域に編入しないこととしております。また、グリーンインフラとしての機能を効率的かつ有機的に発揮される都市づくりを目指すこととしておりまして、基本理念としては前回と変わっておりませんが、以上の3点をあげてござい

ます。

新旧対照版では5ページになりますが、地域ごとの市街地像でございますが。地域を大きく市街地地域、農業地域、自然保全地域の3つに分けてございます。市街地地域でまず中心拠点といたしまして、松本城とあがたの森、松本駅に囲まれる地区を中心拠点地区とし、居住機能や行政、福祉サービスの導入により、魅力ある高度な商業地を形成いたしまして、山岳景観と国宝松本城など伝統的な街なみ景観を生かしながら、自動車利用を抑制し、人にやさしい歩行者環境の実現を目指すまちづくりを進めることとしております。

地域拠点は概要版の都市構造図に表示がありますが、区域内の7つの地区を地域の拠点として定めて、いろいろなものの立地誘導を図ることとしております。

一般国道19号と143号及び158号の沿道につきましては、業務施設、物流施設、工業施設及び住宅地からなる複合的・多機能な土地利用の誘導を図ることとしております。

概要版の右側及び新旧対照版では一番後ろの26ページにあります。都市構造図にそれぞれ都市拠点の周辺市街地、各ゾーンの地域を示しているところでございます。

新旧対照版の7ページから8ページは、区域区分の関係が書かれてございます。

9ページの主要な都市計画の決定方針についてでございますが、先ほども出てきましたけれども、松本城、あがたの森、松本駅を広域中心商業地として位置づけて、地域拠点7箇所についてその地域の中心商業地として位置づけております。

また新旧対照版の10ページの工業地、流通業務地につきましては、既存の団地を位置づけるほか、松本空港やIC周辺などは必要に応じて立地条件を活かした土地利用を検討することとしております。

概要版では裏側、新旧対照版では12ページでございます。市街地の土地利用の方針でございますが、都市のスポンジ化の抑制と、地域の必要に応じた用途地域の見直し等々、都市の複合化を図り、都市型の業務・住宅を形成することとしております。風景の維持・保全の観点では、地域色や郷土色が感じられる地域づくりを目指し、良好な街なみ形成の配慮や眺望点としての位置づけ、歴史・文化を残す風景の維持・保全に努めることとしております。

新旧対照版の13ページになりますが、市街化調整区域の土地利用の方針におきましては、集落のコミュニティの維持・活性化を図るため、都市計画や開発許可制度の活用を図るとともに、隣接する塩尻都市計画区域との広域的な調整による秩序ある土地利用を図ることとしております。

また、14ページの交通施設の都市計画の決定の方針におきましては、居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成、シェアサイクルの普及、パークアンドランド事業の充実、中心拠点周辺におけるフリッジ駐車場の配置検討を行う方針としております。

新旧対照版21ページでございますが、自然的環境の整備又は保全に関する方針がございます。このうち都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準におきましては、数値目標はあくまで参考値といたしまして、緑の量のみならず重点を置くのではなく、心地よさや美しさといった質の向上を重視することとして、新たな観点で緑地を整備することとしております。

将来的な道路、公園の整備等を図示した都市の将来像は都市施設等配置図として、概要版右下、新旧対照版では27ページに示してございます。

この区域のマスタープランの特徴といたしましては、ストリートデザインの取り組み、シ

エアサイクル、フリンジ駐車場等を活用した車に頼らないまちなかの形成、グリーンインフラやまちなかの河川空間を活用した自然と共生した都市づくりというのがあげられます。

駆け足でございますが、以上で都市計画区域マスタープランの変更の説明を終わります。

今後の予定といたしましては、調査審議第1号のときも説明したとおり、区域区分の変更と同時に進めていきまして、1月頃の決定を目指しております。また次回以降、非線引きの都市計画区域のマスタープランにつきましても、順次変更案をお諮りしてまいりたいと考えております。

以上で、調査審議第2号「都市計画区域整備、開発及び保全の方針の見直しについて」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

はい。ご苦労様でした。それではまたご意見をいただきたいと思います。前半にどこを市街化区域にするのかっていう話があって、それとセットで後半に、それぞれの都市計画区域について今説明があった方針が定まると、そういうことになります。どうぞどなたからでもご発言いただきたいと思います。宮入委員どうぞ。

(宮入委員)

はい。宮入です。大まかな話かもしれないんですが、資料の26ページに、スライドでいう7になると思うんですけども。都市計画区域マスタープランの見直しにあたってという4つ挙がっているのは大変重要なポイントだっていうふうに私も実感します。いいタイミングなので、是非踏み込んだ計画をまとめていただければなと思うんですが、中でも自然災害とか気候変動とか、やっぱり今長野県がトップランナーで動いているようなところが、やっぱり都市計画にも求められているのかなっていう部分がとても実感されますので、そういった意味ではやはり、先ほど逆線引きっていうお話もちょっとありましたけれども、やっぱりグリーンインフラとかに着目した計画づくりはとても大事ななっていうふうに思いました。

そうしてみると、資料でいうと83ページになります。松本都市計画区域の基本理念の中にもうグリーンインフラという言葉が載っていて、やっぱりその理念を受けて各都市計画区域の中にもグリーンインフラという言葉が出てくるんだなという感じになりましたけど、他の計画区域を見ると、やはり都市づくりの基本理念の中にそういう表現が、言っている意味は分かるんですけど、グリーンインフラっていう単語が出てこなかったりとかっていうような点がやや感じられたところでありまして、やはりスタートでお話がありました23ページに一旦戻っていただいて、長野県のマスタープランは長野県都市計画ビジョンから降りてくるという流れを考えると、各計画区域は当然よく分かって尊重する必要があると思うんですが、基本理念の中に例えばグリーンインフラという言葉が共通言語だよっていうようなところを揃えてしまって入れたほうが、何か読みやすいのかな、もしくは県の姿勢がはっきりするのかなって感じがしたので、ちょっと大きなキーワードになってくるところについて、歩調を合わせる、整合させるっていうところは工夫されてもいいのかなと。ちょっとそんな実感がしました。

(柳沢議長)

はい。ありがとうございました。どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

ご指摘を踏まえて今後、ほかの都市計画区域のマスタープランも今後つくりますので、見直していきたいと思います。

(柳沢議長)

どうぞ。ほかにご発言。はい。酒井委員どうぞ。

(酒井委員)

今の宮入委員の意見に逆と言うか、同じことなんですけど、松本だけちょっとほかの2つと違って特殊な印象を受けるというのは、長野と須坂のところはすごく、台風の関係の部分もあって防災のところを強く意識された内容になっていると思うんですが、松本のところではこれがほとんど認識されないような印象を受けまして、特に台風の記憶が新しいときに、特に実際そのエリアが被害を受けているというので分かるんですが、松本はこのままで本当に、防災の視点が薄いような印象を受けるままでいいのかなという印象を受けたので、このところをちょっと足並みを揃えるという意味では考えていただいたほうがいいのかなというのと、須坂のものを見ていただいたときに、57、58 ページの概要版の、特に 58 ページのところなんですけど、先ほどまでのお話の中で、逆線引きのところの検討をするときに防災の点で災害のリスクのある場所っていうのが特に抜いていくというようなお話が合った中で、恐らく長野と須坂っていうのはそれを言い出すと実はすごく産業とか住宅地として重要なところっていうのはやっぱりその、水害だったりそういった災害のリスクが高いという場所とかぶさってしまっているところもあると思うので、その場合に例えば 58 ページのところ、主要用途の配置の方針のところ、土砂災害とか浸水想定のところは、整備を避けるっていうふうな話があるのと同時に、一番下の市街地開発事業のところでは、市街化区域内の農地等の利用として住宅利用の推進を図るっていうふうに両方書いてあるんですけど、恐らく今市街地の指定の場所でも、須坂小布施のあたりなんかは、浸水想定区域図を実際にレベル2でみるとかなりのエリアで浸水してしまう場所があって、これを両方書かれたものが県から出たときに市や町のほうでどう判断をするのかっていうのは困らないのかなっていうのを読んでいて思ったので、そういったところはどうするんだろうっていうのを、ちょっとここは、私は関係が詳しくないので疑問なんですけど、どういうふうに折り合っていくのかが分からないので、もしあれば教えてほしいと思います。

(柳沢議長)

はい。どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

前段の松本については、ちょっと防災の観点から低いという話ですが、どうしても台風災

害があったところが、長野須坂のほうが多かったので、こんなような形になっておりますが、松本についても下水道の部分とかそういったもの、防災の観点がちょっと低い部分もあったと思いますけれども、その辺はまた見直して防災の観点もちょっと書き込めるような形にしていきたいと思っております。

あと須坂の関係ですけれども、千曲川が流れておりまして、特に須坂の市街化調整区域がこの図面でいきますと、農用地のところがだいたい市街化調整区域になるかと思うんですけれども、そちらのほうが水害が危惧される場所かなとは思っております。そういう危ないところに既に市街化調整区域の住宅地になっている部分もございますので、そういったものは開発許可の土地利用の方と連動させまして、避難体制を構築するすとか、そういったものを須坂市さん含め今検討しているところでございます。そういったものも反映させるような表現にしていきたいなと思っております。

(酒井委員)

県のほうで県管理の河川についても、想定最大浸水想定区域図を了解していただいている、特に小布施や須坂のところというのは、千曲川に合流するその県管理の河川の浸水想定という意味での危険度がある程度リスクがあるはずですので、こちらも含めて書いてあることで、実際のそちらの市や町のほうが、判断というか表現として困らないような内容で整えていただけるとありがたいのかなと思えました。

(柳沢議長)

今のご質問との関連で、これ、各市とはどの程度調整されているのでしょうか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

この今の案ですか。

(柳沢議長)

うん。これから。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

もともとは案の申し出で、須坂市さんとかから案の申し出をいただいているので。

(柳沢議長)

ベースは市が作っていて、それに県の考え方をのせているってそういうことですか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

そんな形です。

大規模災害ですと多分1,000年に1度の確率とかそういったとんでもない雨になりますので、なかなかそこまで対応できる形には難しいかもしれませんが、またそういった観点も含めてちょっと見直しをかけていきたいと思っております。

(柳沢議長)

はい。高倉さんどうぞ。

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

すみません、事務局側で。いずれにしましても、新旧対照版をつけさせていただいて、赤字のところが変わるということなのですが、時間があまりないのでゆっくりご覧いただきまして、おかしいところとかがあればまたご指摘いただきまして、次回以降にまたお答えさせていただくというやり方をさせていただきたいと思います。すみません、このあと2件ありまして、この内容の言葉のいろいろやっていると、多分時間が足りないかと思っておりますので、すみません。事前にお配りしておりますので、またご覧させていただきたいと思っております。

また、今後のやり方といたしまして、説明をだいたい10分くらいにして、あとは質問いただきながら答えるってというような形のなかで議論を深めさせていただくというやり方に変えていきたいと思っております。すみません、こちらの段取りが悪くていけません、そのようにさせていただきたいと思っております。

(柳沢議長)

はい。お持ち帰りいただいて、気が付いたところは意見を出していただくようお願いいたします。それでは、今日是非これだけは言っておきたいということがおありな委員はご発言いただきたいと思います。ほかにご発言ありませんか。どうぞ。柳町委員。

(柳町委員)

松本市の先ほどの計画を見る限り、基本理念なんですけれど、非常にポジティブな感じがするんですね。私松本にずっと住んでいまして、なんかこういうのを読むと、いいなというふうを感じるわけです。それで、長野市と須坂を比べるとやはりさっきおっしゃいましたように災害があったばかりで、災害を強調せざるを得ないという面は大変あると思うんですけれども、松本と同じように他のところも基本理念としてもう少し強調していただけると、プラスの方向に感じていいんじゃないかなというそういう感じを受けました。

(柳沢議長)

はい。ありがとうございました。ほかには何かありますか。いいですかね、今日のところは。全体に共通する重要な概念はできるだけ書き込む、ということでグリーンインフラとか災害とか共通であったほうがいいんじゃないかといったご指摘だったと思いますが、コメントをいただきました。

それでは以上で前半の調査審議は終了ですね。

(5) その他

ア 諏訪都市計画道路及び下諏訪都市計画道路の環境影響評価と都市計画決定手続きにつ

いて

(柳沢議長)

その他の案件が2つありまして、アの「諏訪都市計画道路及び下諏訪都市計画道路の環境影響評価と都市計画決定手続きについて」、事務局より説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

建設部都市・まちづくり課の宮崎と申します。それでは諏訪都市計画道路及び下諏訪都市計画道路の環境影響評価と都市計画手続きについて説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

過去の都市計画審議会でも何回か進捗状況について説明させていただいておりますけれども、本日初めての方もいらっしゃいますので、計画の概要、現在の進捗状況等について、改めてご説明のほうさせていただきます。

資料の2ページをご覧ください。諏訪バイパスの今回の対象区間につきましては、諏訪市側を起点としまして、下諏訪町側を終点とします延長約 10.3kmの区間が対象となります。諏訪市、下諏訪町間の円滑な移動を確保するための交通機能を備えました主要幹線街路であり、諏訪地域の都市及び主要な施設を連絡し、中央自動車道を補完しますとともに、一般国道 20 号及び市街地の交通混雑緩和を図るため、昭和 47 年に都市計画決定されております。前後区間の下諏訪岡谷バイパス及び茅野市側の坂室バイパスは、現在国土交通省により整備が進められており、これらに接続する諏訪バイパスを整備することで、ネットワーク全体の機能向上が図られます。現在の国道 20 号は、異常豪雨に伴います道路冠水により交通不能となる状況が過去に複数回発生しております。また、JR 中央本線の 2 箇所の踏切がございまして、遮断による交通渋滞や交通事故などの交通障害が継続しており、これらによる地域経済への影響が大きくなっております。県としましては、これまでの社会経済状況や交通状況等を踏まえまして、災害に強い代替路の確保、交通の円滑化、交通安全の確保といった機能を有する道路として、道路の規模や位置、構造などを検討し、都市計画道路の変更をしてまいりたいと考えております。

少し飛びますけれども、資料の 8、9 ページをご覧ください。タブレットには表示をされます。諏訪バイパスの延長約 10.3km の総括図になります。8 ページは諏訪市を表してございまして、右側が起点側である諏訪 IC 側、左側に向かって下諏訪町側になります。黄色の太線が昭和 47 年に都市計画決定をした区間で、今回削除となる部分になります。赤色の太線が今回変更予定している区間となり、点線部がトンネルになる区間でございます。9 ページは下諏訪町を表してございまして、右側は先ほどの諏訪市側からの続きで、左側に向かって岡谷 IC になります。凡例は 8 ページと同様で、黄色が今回削除となる区間、赤色が今回変更していく区間となります。

戻りまして資料の 3 ページをお願いいたします。対象の都市計画道路の計画諸元になります。全体延長 10.3km、設計速度は時速 60km、車線数は 4 車線で 2.5m の片側歩道を設け、全体の道路幅員は 20m でございます。

資料 4 ページをご覧ください。トンネル部の計画諸元になります。全体のトンネルの区間

は約 7.5kmになりまして、全体の約 73%がトンネルになります。車線数は4車線で、山側の上り線、諏訪湖側の下り線の2車線ごとのトンネルとなります。上り線に片側歩道を設け、全体の幅員は20.25mです。

資料5ページをご覧ください。現在計画しています都市計画道路の区域についてご説明いたします。今回変更する都市計画道路の区域は、道路の幅員で決定してまいります。資料には道路横断図の一例を示しておりますけれども、赤文字で示した部分が今回決定する都市計画道路の区域となります。実際に道路を整備する際の事業範囲については、太い矢印で示した道路区域となりますが、擁壁や盛土など、道路の詳細な構造については、事業着手後に事業者である国土交通省が詳細設計を行います。現時点では道路の詳細な構造が決定していないことから、道路の区域を明確にすることができませんので、今回は本線部の幅員分の区域のみを都市計画道路として決定してまいります。

資料6ページをご覧ください。こちらには環境影響評価と都市計画の大まかな手続きの流れを示しております。諏訪バイパスの当該区間につきましては、事業者であります国土交通省関東地方整備局が、地域からの意見を聞きながら計画段階において事業の評価を行います。計画段階評価の手続きを実施しており、平成28年に500mのルート帯が決定されております。諏訪バイパスは一般国道のバイパスの新設事業であり、道路の延長が長く、規模も大きいことから環境影響評価法の第一種事業に該当します。そのため、事業者であります関東地方整備局が、環境影響評価法に基づく計画段階配慮書の手続きを行ってまいりました。その後、平成28年12月に都市計画決定権者である長野県知事より、事業者である関東地方整備局長あてに都市計画法に基づく事務手続きを行うことを、環境影響評価法の規定により通知しました。これにより都市計画決定権者である長野県が、事業者である関東地方整備局に代わり、環境影響評価方法書以降の手続きを都市計画の手続きと合わせて行っております。

現在、環境影響評価の手続きについては、環境影響評価準備書及び都市計画案の双方を同時に公告・縦覧をして、地域の皆様の意見をいただいたところです。今後、その意見などを踏まえて検討した環境影響評価書を作成し、都市計画の案とともに都市計画審議会の審議等を経まして、都市計画決定することとなります。

7ページをご覧ください。こちらには先ほどのページの環境影響評価準備書及び都市計画案の公告・縦覧から都市計画決定までのフローをもう少し詳しく示しております。表の左側が都市計画、右側が環境影響評価の項目となっており、下に向かって手続きが進んでいくフロー図となります。赤線の部分が現在の状況を示しております。

上段に縦覧、再縦覧とありますけれども、これは環境影響評価準備書及び都市計画案の縦覧になります。本日、4月21日付けの新聞記事をお配りしておりますけれども、3月4日から4月5日まで縦覧を行いまして、4月20日までを期限として双方について意見書を受け付けておりましたが、電子メールでの受付に際しまして、システムエラーによりこちらに意見書が届かない方がいる可能性が判明いたしました。そのため、再度法令に基づく縦覧や意見書受付の必要期間を設け、同じ内容で再縦覧の手続きを行っております。今週9日まで意見書の受付を行い、はじめの縦覧と合わせまして263通の意見書をいただいております。現在、内容のとりまとめを行っており、今後この審議会でも内容のご報告をさせていただきます。

また、環境影響評価準備書については、4月23日から長野県環境影響評価技術委員会での審議が始まっております。本日も別会場で技術委員会が行われておりますが、複数回行われる技術委員会での意見も参考に、環境の保全の見地からの知事意見が出されることとなります。その意見などを踏まえ、評価書の作成、国の意見聴取を経て、評価書及び都市計画案の双方を本審議会にお諮りいたします。時期につきましては、現時点では未定でございますが、進捗状況については都市計画審議会に報告をさせていただきたいと考えております。

最後に、本日お配りしました資料の5月18日付けの記事について、少し説明させていただきます。既にご存じの委員さんもいらっしゃるかもしれませんが、4月26日から行っておりました準備書及び都市計画案の再縦覧の期間中に、下諏訪町の国道20号諏訪バイパス建設促進期成同盟会の会長名の文書で、出されている意見書は、「そのほとんどが事業進捗に否定的」であり、「県からは同数程度の事業促進の意見書が求められています」との主旨が記載された文書が、町内の各地区に発送されたものでございます。県としましては、このような要求を行った事実はなく、同盟会事務局である下諏訪町役場からも訂正の文書が各地区へ発送されております。先ほども説明させていただきましたが、多くの意見書をいただいております。現在、内容を確認させていただいております。要旨がまとまりましたら、見解と併せて皆様へもご説明させていただきます。引き続き地域の皆様方へは機会があるごとに丁寧な説明を心掛けてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

(柳沢議長)

はい。ご苦労様でした。それではただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

この件はこれまでも何回かこの都計審に出ているんですが、都市計画審議会は何を議論すればいいかって、その都度結構話題になっています。私がいなくて議論があったかはわかりませんが、7ページにありますように、環境影響評価技術委員会っていうのが別にあって、そちらで環境影響評価に関しての専門的なことは相当密度を上げて議論されているということですので、その上でここでは何を議論するのっていうこと。都市計画審議会はある意味ではその議論も踏まえながらっていうことで、そちらのほうに踏み込んでいただいても一向に差し支えないということではあると思うんですが、ただ、専門の領域では専門的な検討が済んでいるよという前提で議論していただくということかなと思います。あんまり整理になっておりませんが、そんなことで、あまり気にせずにご議論いただければなと思います。

私から1つ質問なんですけど、意見書がたくさん出ているようですが、技術委員会はこの意見書とは全く無関係で専門的な検討だけをするのでしょうか。それとも意見書の内容を、受け止めて整理をして、っていう作業があるのでしょうか。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

環境影響評価技術委員会の、ということだと思いますけれども、技術委員会のほうも意見書につきましては9日にいただいたばかりでございまして、内容については今整理をさせていただいているところでございます。同じように技術委員会のほうにも意見の要旨やそれに

対する都市計画決定権者の見解につきましては、ご説明のほうをさせていただきますけれども、技術委員会につきましては、環境保全の見地から幅広い意見を受付して、それに対する環境に有用な環境情報を準備書に対する知事意見に反映するもの、ということでございますので、そういった面で審議されるものと思っております。

(柳沢議長)

技術委員会に関係するものだけを整理して、議論していただくっていうそういう意味ですか。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

環境についての意見ですね、それについて技術委員会の方では議論していただくというような考え方です。

(柳沢議長)

だから技術委員会が知っていたいただかなければならないものっていうのを整理して、そちらをお渡しするって、そういうことね。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

そうですね、はい。内容を整理して。

(柳沢議長)

だから、意見書のうちのかなりの部分はむしろ技術委員会には関係なしに、むしろこっちにくるといって、そういう理解でいいんでしょうか。どんな意見書かも分からないけれど。環境影響評価に関する意見であれば技術委員会のほうにもお知らせして議論していただく。それ以外はそちらに行かずこちらに直接来る、そういうことですか。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

環境に関する意見につきましても、都市計画審議会には参考と言いますか、どのような内容が来ているのかとか、そこら辺を説明させていただきたいと思っております。

(柳沢議長)

いや、こちらには全部来るのは分かっている。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

環境の方も、逆に都市計画に関する意見にどのような内容が来たかについても情報提供はさせていただきたいと思います。

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

すみません、ちょっと補足いたしますけれど、環境影響評価の方にも意見書が準備書に対

して出ておまして、都市計画の案にも意見書が出ていると。ただ、そもそもどちらともいえないというのが実際にございます。都市計画道路の位置を決めたことによって、それに対しての、例えば水だとかそういうものの懸念というのもありました。どちらとも言えないというのもありますので、技術委員会の方は準備書の意見に対して配意されるものになりますが、とりあえず都市計画についてもどんな意見が出たかというのは参考に教えてください、と言われることがございますので、そのときには報告させていただくとともに、こちらのほうにつきまして、都市計画審議会のほうには両方、こんなような意見だということで次回以降ご説明させていただきたいと思えます。

なお、これをする前に公聴会というのをやっております、水に対するご懸念をいただいている方がたくさんございます。トンネルの構造が多いので、水が影響するのではないかというご懸念が非常に多いという、公聴会でもこういう意見をいただいております。ですから、その辺も含めて次回以降にご報告させていただきまして、最終的には都市計画審議会のほうで意見書の要旨と都市計画決定権者の見解を含めましてご説明させていただくという形になります。

以上でございます。

(柳沢議長)

はい。どうぞ、ご発言ありませんか。

(宮入委員)

よろしいですか。

(柳沢議長)

どうぞ。

(宮入委員)

ご説明も手続きもよくわかったつもりで、あえて意見というかご質問したいのですが。そんなに何回もこの審議会で議論できないポイントにもう来ているのかなっていう感じにフローで認めたんですけど。やっぱり環境に関するものは専門の技術委員会の皆さんにやっていただいて、その結果をフィードバックしていただけるってことなので、それは安心できる点かと思うのですが、一方で環境以外の部分も含めてってことになると、幅広い多分価値観とか出てくる面が懸念されるかと思うんですが、やはり公共の事業でやっているという性格上は、地域の皆さんとどんな形で合意形成のプロセスを取られたのかっていう点もちょっと気になるかなというふうに思いますので、所定の手続きを行いましたっていうのももちろん合意形成のプロセスでしょうけれども、それ以外にもこんな工夫をしたとかそういったものがあれば是非、次回以降で結構ですけども、情報提供いただければと思います。

というのは、新聞記事等を拝見していても、やっぱり行き違いがあったりとかっていう部分のところ、どうも何かいろんな憶測ができるような感じがするので、事実関係として事業者としてはこういう合意形成のプロセスをとってきましてとか、そういうのは明確にして

おいていただいた方がいいのかなっていうふうに感じましたので、また資料として見せていただければありがたいなとそんなふうに思いました。よろしくお願いします。

(柳沢議長)

はい。

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

次回以降に、いろいろ説明会もさせていただいておりますので、その辺のご報告をさせていただきます。いずれにしても、このアセスと都市計画、都市計画審議会で最終的に審議するかということになりますが、都市計画道路を決めますと、建物の制限をするという形になります。例えば環境影響評価の結果によって、もしかしたら位置を変えなきゃいけないっていうことが、すぐ出てくる可能性があるという、もしかしたらあるかもしれないということの不確実な中では、都市計画道路の位置が決められないということがございまして、事業予定者はおりますけれど、都市計画決定権者が一緒に手続きをやるという法律になってございますので。ただ適宜いろんな新聞報道もございまして、ご懸念されている方もたくさんいらっしゃるということも、私ども十分承知しております、十分な説明会もさせていただいているつもりでおりますが、またその辺も含めて次回以降報告させていただきたいと思っております。

(宮入委員)

はい。よろしくお願いします。

(柳沢議長)

はい。ほかにはいかがでしょうか。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

すみません。

(柳沢議長)

どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 井出企画幹兼都市計画係長)

一点お願いがございます。先ほど来ご説明しておりますとおり、この案件は非常に注目されている案件でございまして、今後本審議会においてもご議論いただくにあたりまして、やはり図面とかそういう資料だけでは分からないところもあるかと思っておりますので、是非委員の皆様にも現地に赴いていただきまして、私ども説明をさせていただきます、現場をよく見ていただければ、非常に今後の審議にも参考になるかなと思っております。また会長さんともご相談申し上げまして、時期のほうは調整させていただきますので、是非そういった形でご参加をお願いできればと考えております。よろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

はい。都計審が現地に行くのは珍しいから、たまにはいいかもしれませんね。はい。他には。どうぞ。

(大上委員)

この2月に今のお話があったように、現地見学会っていうのをやっていただいて、事務局の方に。行った折に、この委員さんの中からもいくつかの意見が出たんですよ。その取扱いが一体どうなっていくのかってことをちょっとお聞かせ願いたいです。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

現地調査につきましては、正式な都市計画の審議会としての開催というわけではないんですけども、現地調査でいただいた意見につきましては参考にさせていただいて、それで説明もあれば資料等作成する中でまた審議会の中で説明させていただきたいというふうに考えております。

(柳沢議長)

2月に行かれたんですか。

(大上委員)

2月の下旬に。

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

すみません。補足いたしますが、大上先生と高瀬先生には現場をご覧いただいております、そのときは都市計画審議会の会長が現地調査ということをお委員に通知したわけではなくて、私ども、都市・まちづくり課長がこういうお話なので現場を見ていただきたいということで、ご参加いただいたという形になります。ですから、その意見については都市計画審議会とは別に現場を見ていただいたときの専門的な見地からご意見をいただいたということで、こちらとしては整理させていただいております。

次のときも都市計画審議会の会長さんのあれで現場を見ていただくというよりは、審議をいただく過程の中で、都市・まちづくり課長として現場を見ていただきたいということでご案内させていただきたいと考えてございます。ですので、公のご発言というか、いろんなご発言をいただくことがおありかと思っておりますけれども、その辺についてはいろんなご意見をいただきたいということで、現場を見ていただいた後、また意見交換会をさせていただきたいと考えております。一応予定は秋ごろ、10月頃を予定しております。それは、タイミング的には環境影響評価技術委員会の意見が概ね出てくるだろうというところを踏まえて、現地をご案内させていただきたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

(柳沢議長)

はい。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。もう何回も議論していると、だんだんそもそもの話が後ろへ行っちゃうんですが、都市計画審議会が主に關心として考えるべきは、やっぱりこの道路がどうしても必要なんだっていう、新しい道路の必要性と、ルート、区域の、ここなんだと、ここしかないとまでは言えるかどうかは別として、消去法で結局ここにならざるを得ないというか、場所の特定の考え方だと思います。必要性と場所の考え方については、前にご説明しましたってなっちゃうんだけど、聞かれたらいつもちゃんと答えられるようにしておいてほしいと思います。ほかにございますか。じゃあこんなところということにいたしましょう。

イ 安曇野都市計画道路の都市計画手続きについて

(柳沢議長)

それではもう1件、安曇野都市計画道路の都市計画決定手続きについてお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

続きまして、安曇野都市計画道路の都市計画決定手続きについて説明のほうをさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料の12ページをご覧ください。まず右の図をご覧くださいませでしょうか。松本糸魚川連絡道路につきましては、高規格幹線道路を補完する道路として位置づけられている道路で、水色の線の高規格幹線道路のうち、長野自動車道と北陸自動車道を補完する道路として、緑色の点線の部分になりますけれども、地域高規格道路として位置づけられております。今回はこのうち、安曇野市の新設区間、約4kmの区間について、都市計画道路として決定したいと考えており、現在の進捗状況について説明させていただきます。

資料13ページをご覧ください。こちらは先ほどの緑色の点線部を広域的な地図で表したもので、左側が長野県、右側が新潟県になります。全体約100kmのうち、新潟県側の一部で整備に着手しておりますが、長野県側の約80kmが未整備となっております。長野県内においては現道を活用する区間、バイパス案も含めて調査・検討する区間など進捗状況に違いがあり、今回はルートの詳細が明らかになっております、赤線で引き出している安曇野市区間の決定を今後進めていきたいというものでございます。

資料14ページをご覧ください。こちらは周辺の地図にルート帯を重ねたものになります。青い太い線がルート帯になっておりまして、整備の必要性やルートについて地域の意見を伺い、複数のルート帯を地域に示す中で、令和2年8月にルート帯を幅約50mで決定しております。このルート帯から延長約4km、幅員9.5m、2車線でルートを都市計画決定したいと考えております。当該道路の位置につきましては、走行性や安全性を確保する観点から、直線的な道路線形を基本としつつ、周辺環境への配慮として、安曇野市の主要産業であるわさび田や住宅地への影響を回避し、位置を決定しております。また、犀川、穂高川を渡河する箇所につきましては、橋梁構造となります。

資料15ページをご覧ください。こちらは総括図になります。長野自動車道に接続部を設けまして、北西に向かって伸びていく計画で、非線引き都市計画区域で用途地域が定められ

ていない地域ですけれども、地域高規格道路として高い走行機能と交通処理機能が確保できるよう、沿道からのアクセスを極力制限するとともに、地形上や農地法、河川法など法規制上で将来的に大きな開発を行われる可能性が低く、土地利用の面で調整が少ない位置になってございます。また、周辺の都市施設としましては、今回のルートに重複する施設として安筑汚物処理場、穂高クリーンセンター焼却場があり、この安筑汚物処理場の処理棟へ影響が生じます。

資料 16 ページをご覧ください。こちらは航空写真に概ねのルート位置を重ねたものになります。写真の中央付近にあるのが、安筑汚物処理場、穂高クリーンセンターになりまして、オレンジ色の点線で囲んだ範囲が、概ね各施設の都市計画の範囲となっております。穂高クリーンセンターは、写真では施設の近くを通過するようになっておりますけれども、写真でいきますと右側の位置に新しく施設を建設し、令和3年3月から稼働しております。安筑汚物処理場は昭和52年に都市施設と位置づけ、1日あたり150k1のし尿処理能力を有する施設として昭和54年に竣工・供用開始し、その後、下水道の普及等により搬入量が減少し、施設の老朽化も相まって平成22年度には処理能力規模の縮小を行ってきておりまして、平成31年度では搬入量が当初の約1/4程度まで減少しており、今後の社会経済情勢の変化や道路の詳細な構造との整合を図りながら、処理の方策を検討していくこととしております。このため、今回は本線部の幅員の区域のみをまずはこの両施設に重複して決定し、その後、道路の詳細が明確になった段階で、道路、汚物処理場のそれぞれが機能的、物理的に矛盾しない内容で区域変更を行うこととし、特に汚物処理場については先の社会経済状況を見据えた施設規模で区域の変更を行うことを考えております。

資料 17 ページをご覧ください。今後の手続きの流れについてご説明させていただきます。今月1日から延べ7回、詳細なルートや都市計画原案の地元説明を各地域にさせていただいておりまして、来週から都市計画原案の閲覧を行い、7月11日に公聴会を予定しております。本審議会にお諮りいたします時期については、早ければ9月を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

(柳沢議長)

はい。それではただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。これは、この場所だけ先行して今日は出てきましたが、全体的にはどういう、大まかなスケジュールは、どんな感じなんでしょうか。途中まででも意義があるからこの範囲はここ1年間でやるとか。全体がもちろん説明できるなら全体を説明してください。

(幹事：都市・まちづくり課 宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

今回、約4kmのこの区間について決定したいと思っておりますけれども、将来的には当然新潟のほうへ向かって、道路の計画のほうさせていただいております。現道活用する区間ですとか、バイパス案を含めて検討する部分ですとか、まだ固まっていない部分もありますけれども、将来的には小谷村のほう、大町に向かって計画していくこととなりますが、時期等についてはまだ未定と言いますか、確定してはおりません。

(柳沢議長)

今日のところはいいけど、やっぱり全体の大まかな目論見がなくちゃ、急いでやりますっていう説明もできないじゃないですか。はい。他には。よろしいですか、今日は。でも次出てくるのは、この図でいくと次の都計審は案が出てくるってことですよね。意外といきなり出てくる感じになりますけど、よろしいですか。

これちょっと私からお願いだけど、この図の次の都計審は大分先ではない。半年以内。1年くらい先でしょう。

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

9月。

(柳沢議長)

え。

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

都市計画審議会ですか。

(柳沢議長)

今日はこの一番右側の都計審なの。

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

違います。

(柳沢議長)

今日は違うでしょ。6月11日の赤い点線のところでしょ。ですから一番右側の都市計画審議会っていつ頃ですか。

(幹事：都市・まちづくり課宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

早ければ9月頃を予定しております。

(柳沢議長)

早いんだ。それなのに全体の見通しもわからないわけ。次のこの会がもしあって、そのときがこれでないならば、全体計画をそのときに説明してほしいというのが私が言いたかったことなので。急ぎならばそれも併せて出してもらったらいいけど。

(幹事：高倉都市・まちづくり課長)

すみません。今回、都市施設をここに重複するっていうのは基本的にはないんですが、この位置を早く決めたいということで、ご報告をさせていただいております。ですので、会長さんはそれをなぜ早くする必要があるかっていう、全体像というお話で、次回にすみません、

全体像をお示しさせていただきたい。ちょっと事業者とも相談してどのように出すかっていうのがありまして。お時間をいただきたいと思います。

(柳沢議長)

都市計画決定自体が重複するっていうのは非常にテクニカルな話なので、実務的に問題なく処理していけるっていう説明が可能なら、あんまり問題ない気がしますけど。むしろ全体をどういう考え方でやっていくかのほうが大事だと思いますので。よろしいですか。じゃあこれについては今日はここまでということにいたします。

(幹事：都市・まちづくり課宮崎課長補佐兼まちなみ整備係長)

ありがとうございます。

6 その他

(柳沢議長)

以上で今日は終了ですか。議題以外で皆様からこの際何か言っておきたいということはありませんか。ご発言ありましたら。よろしいですか。説明をもう少し短くっていうのは、誰も言ってくれないの。はい。どうぞ。

(共田委員)

要望なんですけど、資料のページが、皆さんの説明のページと資料見ながらのページがなかなか合いづらいので、全部資料通し番号にしてもらうか、議題ごとのでっかい番号付けてもらうかなんかしていただければ助かります。

(柳沢議長)

はい。資料のつけ方ですね。

(共田委員)

番号の振り方を。

(柳沢議長)

よろしいでしょうか。それでは。

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

長時間にわたりまして慎重審議いただきましてありがとうございました。次回の審議会は本日お配りしました当日配布資料の11ページでございますとおり、令和3年の9月の中旬か中旬くらいに予定しております。先の日程で誠に恐縮ではございますけれども、委員の皆様には本日お帰りの際、もしくは6月21日の月曜日までに事務局へご都合をお知らせくださるようお願いいたします。

7 閉 会

(事務局：都市・まちづくり課 小口企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは以上をもちまして、第208回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。
大変お疲れ様でございました。